

第3次青梅市環境基本計画 案

目次

第3次青梅市環境基本計画 案	1	(4) 市民、事業者、市、各主体の共創による環境対策の推進	28
目次	2	(5) SMARTな指標と目標の設定	29
第1章 計画の基本的事項	3	2. 第3次青梅市環境基本計画施策体系図	30
1. 環境基本計画の改定について	3	3. 目標達成に向けた施策および取組事例	31
2. 計画の範囲、対象地域	3	(1) みどり	31
3. 計画の期間	3	(2) 水	40
第2章 本市の環境を取り巻く動向	4	(3) 大気	47
1. 国内外の動向	4	(4) ごみと資源	53
2. 第2次青梅市環境基本計画の評価	6	(5) エネルギー	59
3. 本市の現状	9	(6) ひととくらし	64
(1) 社会環境	9	第5章 計画推進のしくみ	70
(2) 生活環境	15	1. 計画の推進・進行管理組織	70
(3) 自然環境	16	2. 環境指標および目標	71
4. 市民、事業者の環境に対する意識	19	資料編	●
(1) 市民アンケート結果	19	1. 計画策定体制と策定経過	●
(2) 事業者アンケート	21	2. 関係条例・要綱等	●
第3章 望ましい環境像	23	3. 用語解説	●
1. 基本理念	23		
2. 望ましい環境像	23		
3. 望ましい環境像を支える6つの環境テーマ	23		
4. 環境のテーマごとの望ましい環境像	24		
第4章 目標達成に向けた施策および環境行動指針	26		
1. 第3次青梅市環境基本計画の基本的な考え方	26		
(1) 地球温暖化や気候変動による災害に対する高いレジリエンス(強靱性)を有する環境対策の推進	26		
(2) 豊かな自然環境の維持、生物多様性の向上	27		
(3) SDGsの取組の推進	27		

第1章 計画の基本的事項

1. 環境基本計画の改定について

青梅市環境基本計画は、青梅市環境基本条例第8条にもとづく計画で、市が策定する個別計画や事業等に対して、環境の保全および創出に関する基本的方向を示し、同条例第9条にもとづく青梅市環境行動指針を包含する環境面における最上位の計画です。本市における最上位計画である青梅市総合長期計画を環境面から推進する計画として位置づけられます。

本市では、2015（平成27）年3月に「第2次青梅市環境基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定し、『美しい自然のふるさと青梅～豊かな環境を未来に引き継げるまち～』を望ましい環境像として環境施策を展開してきました。

第2次計画の策定から10年が経過し、地球温暖化対策、生物多様性の保全、循環型社会の構築などの環境に関する課題は、ますます重要度が増しており、SDGs、気候変動への適応、災害に対するレジリエンス（強靭性）、マイクロプラスチック、食品ロスといった環境問題も注目されてきています。

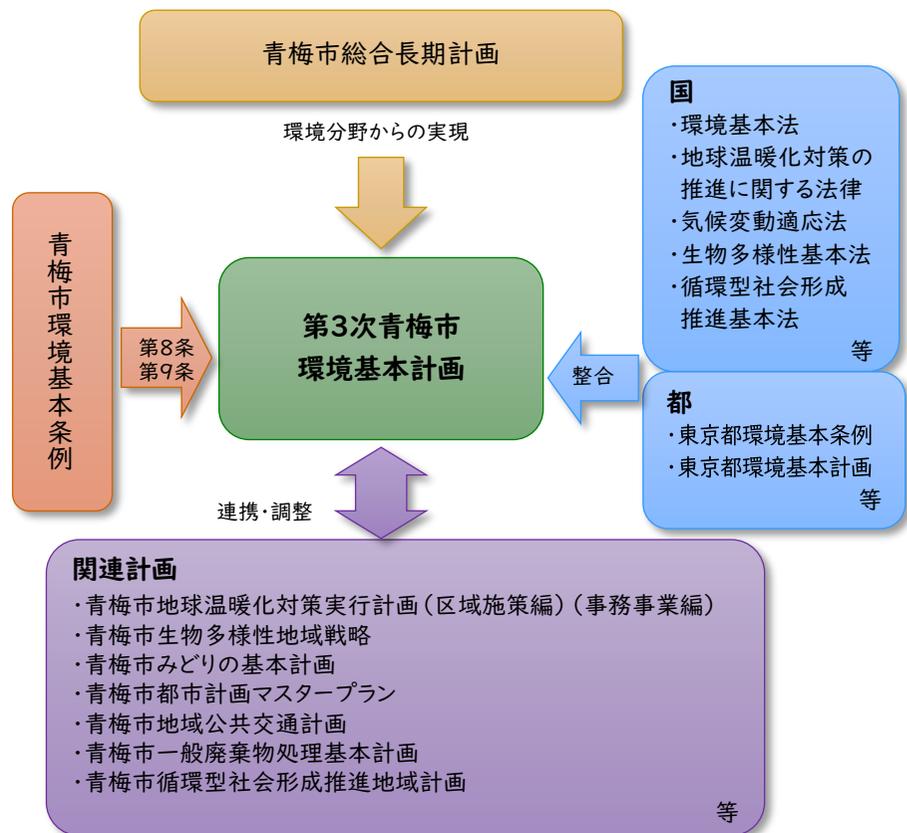
「第3次青梅市環境基本計画」（以下「本計画」という。）は、こうした社会情勢や、地域の実情、青梅市環境基本条例、青梅市総合長期計画を踏まえ、関連計画との連携・調整、国や都の環境基本計画等との整合を図り、本市の望ましい環境像の実現に向け、横断的かつ効果的な施策の展開を図ります。

2. 計画の範囲、対象地域

本計画は、生活環境保全、自然環境保全、ごみの削減・資源化、エネルギー、生物多様性の保全、地球温暖化対策等の環境問題に対応した、市民、事業者、市が一体となって推進していくための基本計画で、本市全域を対象地域とします。

3. 計画の期間

2025（令和7）年度を初年度として、2034（令和16）年度までの10年間で計画の期間とします。また、社会情勢の変化や新たな環境問題に対しても柔軟に対処するため、必要に応じて計画の見直しを行います。



	年度									
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
青梅市総合長期計画	第7次計画/2023年度から10年間									次期計画
第3次青梅市環境基本計画	2025年度から10年間									

環境面から推進

第2章 本市の環境を取り巻く動向

1. 国内外の動向

第2次計画策定以降の国際的動向や、国、都、本市の環境に関する法令・計画・施策等について、環境項目別に以下に示します。

●環境全般、その他国際動向

第2次計画策定後、同年9月の国連サミットにおいて、SDGs(持続可能な開発目標)が採択されました。その後の、国や都の環境基本計画は、いずれもSDGsを踏まえた計画となっています。環境に関する事項以外には、2020(令和2)年からは新型コロナウイルスによる国際的な健康危機、2022(令和4)年からはロシア-ウクライナ戦争による国際的なエネルギー危機、2024(令和6)年1月には能登半島地震があり、様々な危機への備えが必要であることが示されました。

年	月	環境全般に関する国内外の動向
2015年	3月	【市】第2次青梅市環境基本計画策定
	9月	【国際】SDGs(持続可能な開発目標)採択
2016年	3月	【都】東京都環境基本計画 2016 策定
2018年	4月	【国】第5次環境基本計画閣議決定
2020年	1月	【国際】新型コロナウイルスの蔓延
2022年	2月	【国際】ロシア-ウクライナ戦争勃発
	9月	【都】東京都環境基本計画 2022 策定
2024年	1月	【国】能登半島地震発生
	5月	【国】第6次環境基本計画閣議決定

●地球温暖化、エネルギー等

本市は、2015(平成27)年3月に「青梅市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定し(第2次計画に包含)、市域の温室効果ガス排出量の削減を進めてきました。

その後、2020(令和2)年10月の国の「2050年カーボンニュートラル宣言」を受け、2022(令和4)年2月、本市は「2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル)の実現」を目指すと宣言しました。

2023(令和5)年10月には、「青梅市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の目標を「2030(令和12)年度までに2013(平成25)年度比46%(283千t-CO₂)削減プラスさらなる高み(削減量の+α)を目指す」「2050(令和32)年度までにカーボンニュートラルの達成」と改定しました。

年	月	地球温暖化対策などに関する国内外の動向
2015年	3月	【市】地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(第2次計画内)
	11月	【国】気候変動の影響への適応計画閣議決定
	12月	【国際】パリ協定採択
2016年	5月	【国】地球温暖化対策計画閣議決定
2018年	10月	【国際】IPCC1.5℃特別報告書公表
2019年	12月	【都】ゼロエミッション東京戦略策定
2020年	3月	【市】第4次青梅市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)策定
	10月	【国】2050年カーボンニュートラル宣言表明
2021年	6月	【国】2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略策定
	8月	【国際】IPCC第6次報告書公表
	10月	【国】第6次エネルギー基本計画閣議決定 【国】地球温暖化対策計画閣議決定(改定) 【国】気候変動適応計画閣議決定(改定)
2022年	2月	【市】青梅市ゼロカーボンシティ宣言表明
2023年	4月	【国】エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(改正省エネ法)施行
	5月	【国】熱中症対策実行計画閣議決定
	10月	【市】地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の目標を改定

●自然環境、生物多様性等

2015(平成27)年3月、本市は第2次計画において重点アクションの一つに「生物多様性の保全」を掲げて、2018(平成30)年8月には「青梅市生物多様性地域戦略」を策定するなど、生物多様性の保全を進めてきました。

その後、2021(令和3)年6月のG7サミットでは、G7首脳コミュニケの附属文書「自然協約」にて、G7各国は自国での30by30目標(2030(令和12)年までに陸と海の30%以上を保全する)を約束しました。

2022(令和4)年3月に国は「30by30ロードマップ」を策定し、2023(令和5)年3月には「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定しました。生物多様性国家戦略では2050年ビジョンを「自然と共生する世界」、2030(令和12)年に向けた目標を「ネイチャーポジティブ(自然再興)の実現」とし、「生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応」「30by30目標の達成等の取組による健全な生態系の確保と、自然の恵みの維持回復」「自然資本を守り活かす社会経済活動の推進」等を掲げています。

年	月	自然環境、生物多様性等に関する国内外の動向
2018年	8月	【市】青梅市生物多様性地域戦略策定
2021年	6月	【国際】G7サミットで30by30目標を合意
2022年	3月	【国】30by30ロードマップ策定
	12月	【国際】昆明・モントリオール生物多様性枠組採択
2023年	3月	【国】生物多様性国家戦略2023-2030閣議決定
	4月	【都】東京都生物多様性地域戦略策定(改定)
2024年	4月	【国】スギ花粉発生源対策推進方針改正

●循環型社会(プラスチック資源、食品ロス)

2024(令和6)年8月、国は循環型社会形成に向けた国家戦略として「第五次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。中長期的な方向性として、「循環経済アプローチを推進し、ネット・ゼロ・循環経済・ネイチャーポジティブの統合的な施策を実施」「各地域に特徴的な循環資源・再生可能資源を循環させる取組の創出・自立・拡大によって、地域経済活性化・魅力ある地域づくり・地方創生へつなげる」等を掲げています。

本市は、2018(平成30)年11月に、「青梅市循環型社会形成推進地域計画」を策定し、3R(発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル))に、ごみ発生源となるものの受入れを断る(リフューズ)を加えた4Rの推進による、ごみの減量・発生抑制、資源物のリサイクルに取り組んでいます。

また、2022(令和4)年3月には、「青梅市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ処理基本計画、生活排水処理基本計画、災害廃棄物処理計画を定めています。ごみ処理基本計画では、一般廃棄物の発生・排出抑制、減量化、資源化および適正処理に関し、長期的視点に立った基本的な方針を示しており、廃棄物の排出量の削減や、資源化率の目標を定めています。

年	月	循環型社会等に関する国内外の動向
2018年	6月	【国】第四次循環型社会形成推進基本計画閣議決定
	11月	【市】青梅市循環型社会形成推進地域計画策定
2019年	5月	【国】プラスチック資源循環戦略策定
	10月	【国】食品ロス削減推進法施行
	12月	【都】プラスチック削減プログラム策定
2021年	3月	【都】東京都食品ロス削減推進計画策定
	9月	【都】東京都資源循環・廃棄物処理計画策定(改定)
2022年	3月	【市】青梅市一般廃棄物処理基本計画策定(改定)
	4月	【国】プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行
2024年	8月	【国】第五次循環型社会形成推進基本計画閣議決定

2. 第2次青梅市環境基本計画の評価

第2次計画の指標および目標の達成状況について、以下に示します。

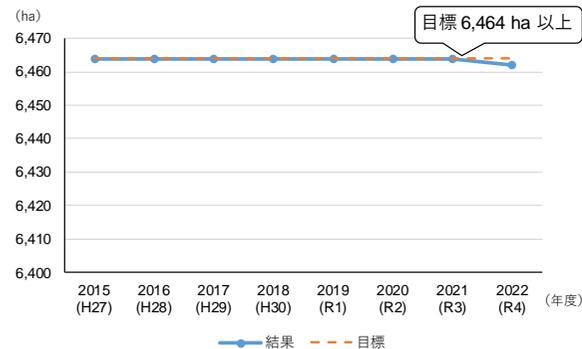
テーマ	指標	単位	年度								目標 (2024年度)	評価 (2022年度)	
			2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)			
緑	森林面積	ha	6,464	6,464	6,464	6,464	6,464	6,464	6,464	6,464	6,462	6,464 の維持	○
	経営耕地面積	ha	223	155	155	155	155	155	101	101	101	201 (以上)	△
水	河川(市内各地点)のBOD環境基準達成度	%	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	◎
大気	二酸化硫黄濃度(市役所屋上)	ppm	0.002	0.001	0.000	0.000	0.000	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	○
	大気中ダイオキシン類濃度(市役所屋上)	pg-TEQ/m ³	0.010~ 0.016	0.007~ 0.010	0.008~ 0.010	0.011~ 0.013	0.010~ 0.014	0.008~ 0.019	0.0072~ 0.0074	0.008~ 0.009	0.014~0.016	◎	
	主要交差点における二酸化窒素の測定値	ppm	0.008~ 0.028	0.005~ 0.019	0.007~ 0.028	0.010~ 0.024	0.006~ 0.023	0.006~ 0.017	0.005~ 0.015	0.006~ 0.020	0.010~0.026	○	
	主要道路における騒音の測定値	dB	56~71	55~70	54~70	54~69	56~68	57~70	54~70	56~69	50~72	○	
ごみと資源	1人1日当たりの燃やすごみ排出量	g	560	549	547	551	559	562	560	557	510	△	
エネルギー	市民1人1ヶ月当たりの電力使用量	kWh/(人・月)	364	401	404	407	375	384	385	367	388	○	
重点アクション	区域の二酸化炭素排出量	%	-7.2%	-8.2%	-8.8%	-9.5%	-15.8%	-19.3%	-	-	2020年度目標: 2010年度比-10%	◎ (2020年度)	
			-13.1%	-14.1%	-14.6%	-15.3%	-21.2%	-24.4%	-24.1%	-	2030年度目標: 2013年度比-46%	◎ (2021年度)	

評価 ◎:目標を上回る結果 ○:概ね目標程度の結果 △:目標を下回る結果

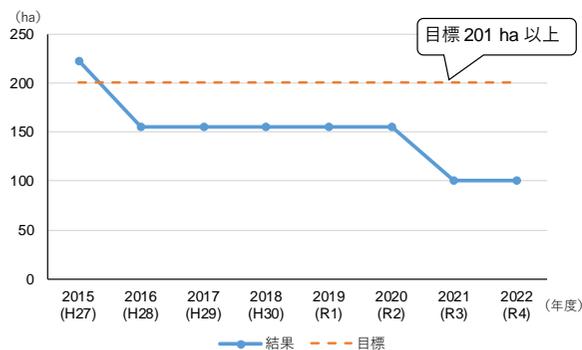
二酸化炭素排出量の2021年度評価は、2030年度目標に向けて2021年度に削減すべき割合に対する評価

●緑

森林面積は目標をわずかに下回りましたが、概ね目標と同程度と言えます。経営耕地面積は2016（平成28）年度以降、目標を下回りました。



森林面積



経営耕地面積

●水

河川のBOD環境基準の達成度は100%が続いています。

●大気

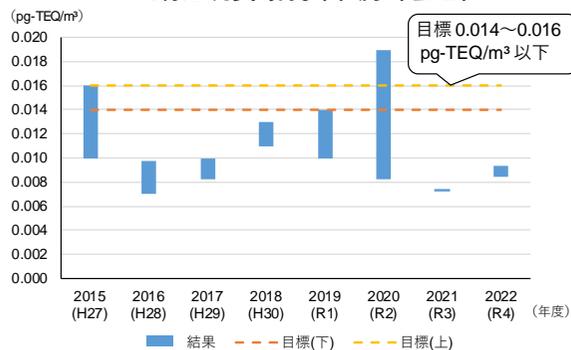
二酸化硫黄は2016（平成28）年度以降、主要交差点における二酸化窒素は2018（平成30）年度以降、主要道路における騒音の測定値は全期間で、目標値を下回っています。

大気中ダイオキシン類は、2020（令和2）年度に目標を超過しましたが、おおね目標を達成しています。

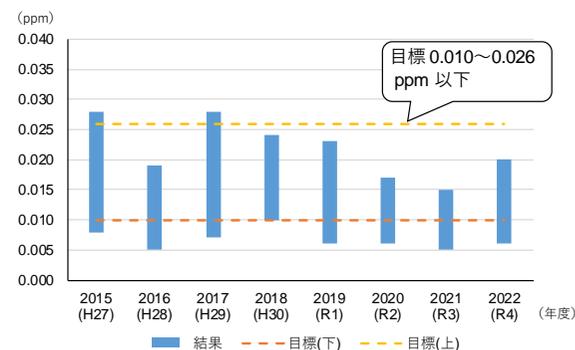
なお、大気中ダイオキシン類の環境基準は0.6pg-TEQ/m³、二酸化窒素の環境基準は1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であることから、いずれも過年度を含め環境基準を満たしています。



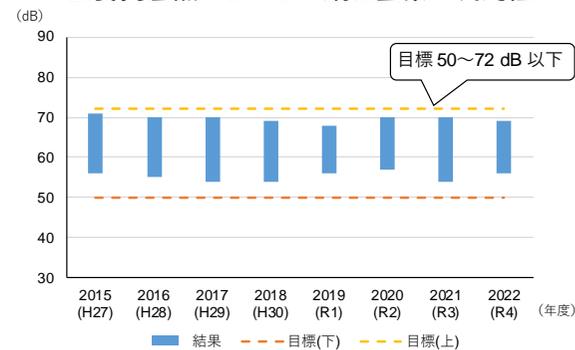
二酸化硫黄濃度 (市役所屋上)



大気中ダイオキシン類濃度 (市役所屋上)



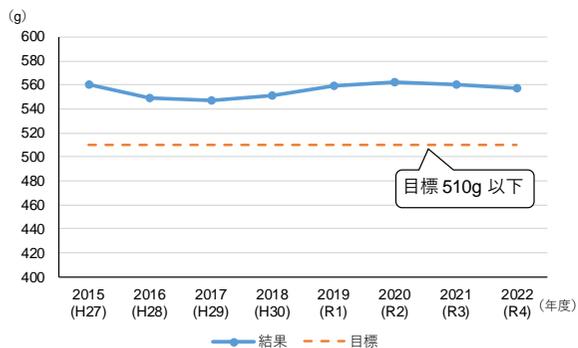
主要交差点における二酸化窒素の測定値



主要道路における騒音の測定値

●ごみと資源

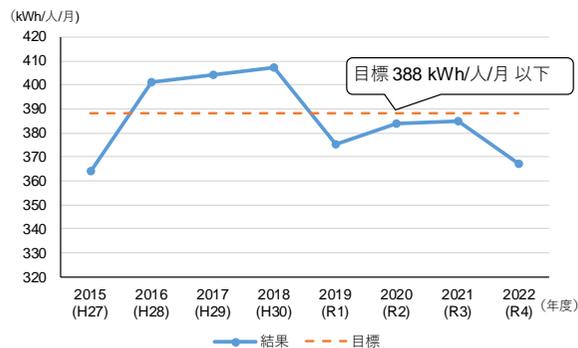
1人1日当たりの燃やすごみの排出量は、目標の達成には至っておらず、目標または施策の見直しが必要と考えられます。



1人1日当たりの燃やすごみ排出量

●エネルギー

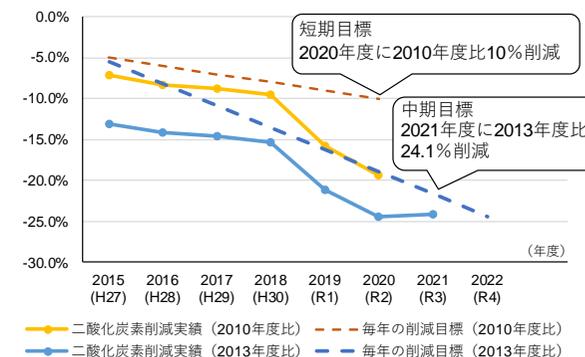
市民1人1ヶ月当たりの電力使用量は2019(令和元)年に目標を達成して以来、その状態が続いています。



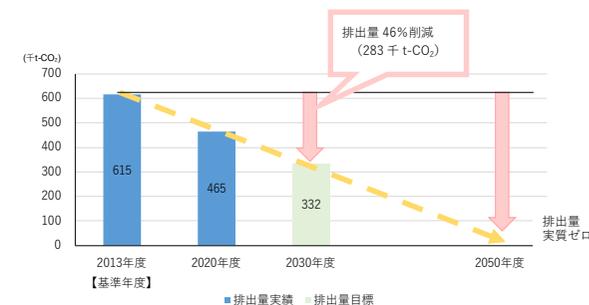
市民1人1ヶ月当たりの電力使用量

●重点アクション

第2次計画では短期目標(2020年度目標)と中期目標(2030年度目標)を掲げています。本市の二酸化炭素排出量は2015(平成27)年度以降減少傾向であり、短期目標を達成しました。また、中期目標に向けた2021(令和3)年度の削減目標も下回っています。



二酸化炭素削減状況



2050年度までの二酸化炭素排出量削減イメージ



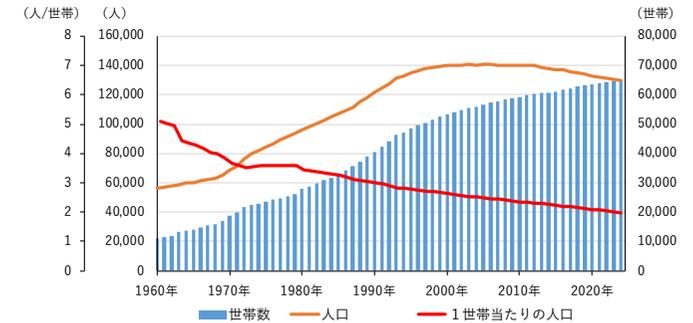
3. 本市の現状

(1) 社会環境

ア 人口

本市の人口は2024(令和6)年1月1日において129,468人、世帯数は65,181世帯で、おおよそ1世帯当たり1.99人となっています。

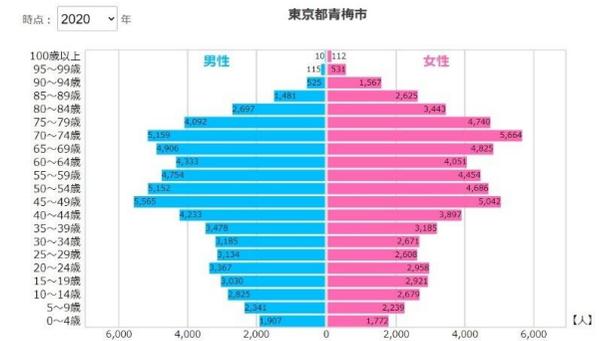
人口は2000(平成12)年頃までは増加傾向でしたが、2012(平成24)年頃より減少傾向が続いています。一方、世帯数は増加傾向が続いており、1世帯当たりの人口は減少が続いています。



人口推移

出典: 青梅市の統計、青梅市 HP より作図

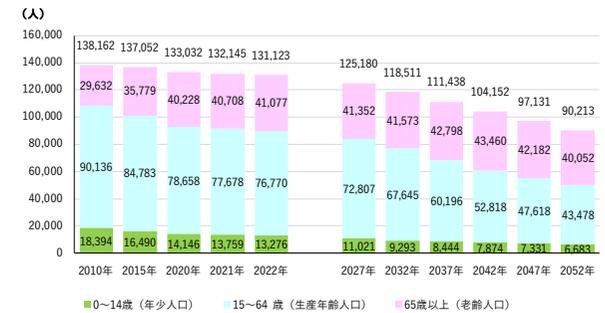
2020(令和2)年の人口構成では、男性は45~49歳が最も多く、次いで70~74歳、女性は70~74歳が最も多く、次いで45~49歳となっており、高齢化の進んでいる様子が見られます。



市の人口構成

出典: 総務省統計ダッシュボード

「青梅市人口ビジョン(令和5年3月改訂版)」における人口推計では、2032(令和14)年の人口は118,511人、2052(令和34)年は90,213人とされ減少傾向が続きます。年齢3区分別では、年少人口(0~14歳)、生産年齢人口(15~64歳)は減少が続き、老年人口(65歳以上)は2042(令和24)年まで増加しその後減少、2042(令和24)年の高齢化率は約40%以上になると推計されています。



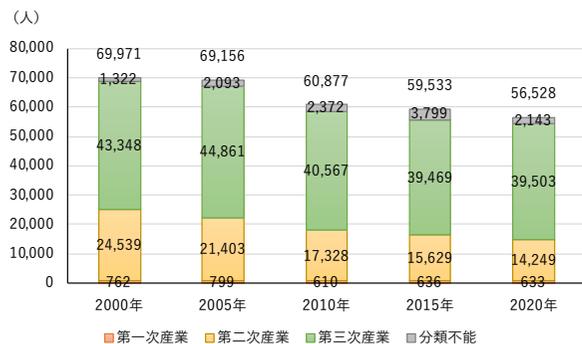
人口推計

出典: 青梅市人口ビジョン(令和5年3月改訂版)より作図

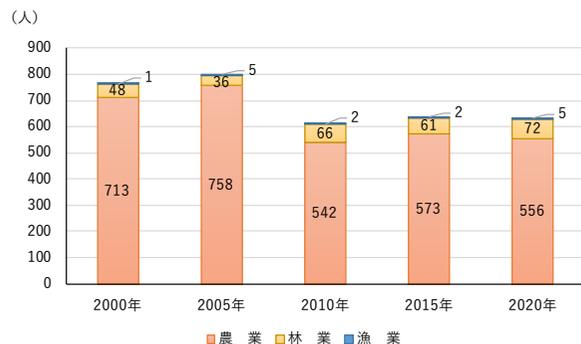
イ 就業人口

本市の産業3部門別の就業人口は全体に減少傾向にあり、特に第二次産業は減少が続いています。

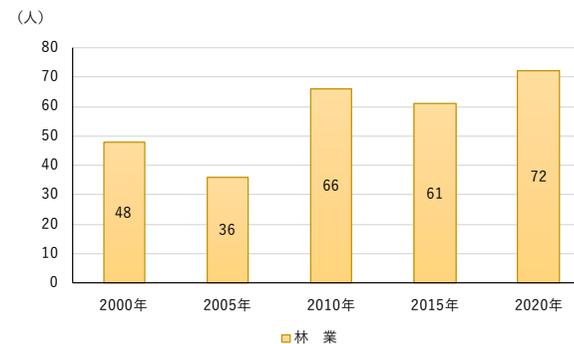
自然環境に関係の深い第一次産業は、2010(平成22)年以降は横ばいとなっていますが、林業については、増加傾向となっています。



就業人口



第一次産業の就業人口

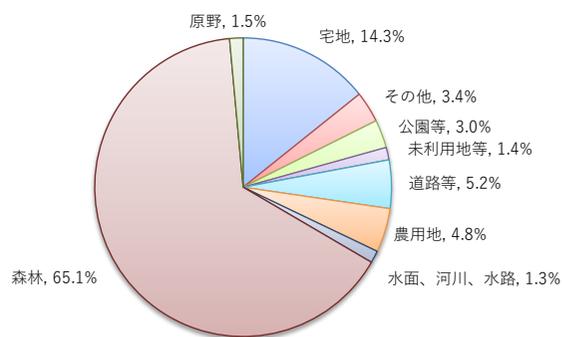


林業の就業人口

出典:青梅市の統計

ウ 土地利用

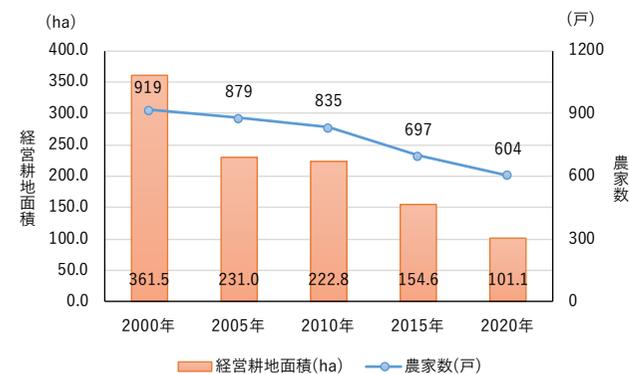
本市の土地利用面積は、森林が6割以上を占め、次いで宅地、道路等となっています。



出典:東京都統計年鑑(地域別土地利用面積 H29年調査)

エ 農家数および農家人口

経営耕地面積、農家数とも減少傾向が続いており、経営耕地面積はこの10年で半減しています。



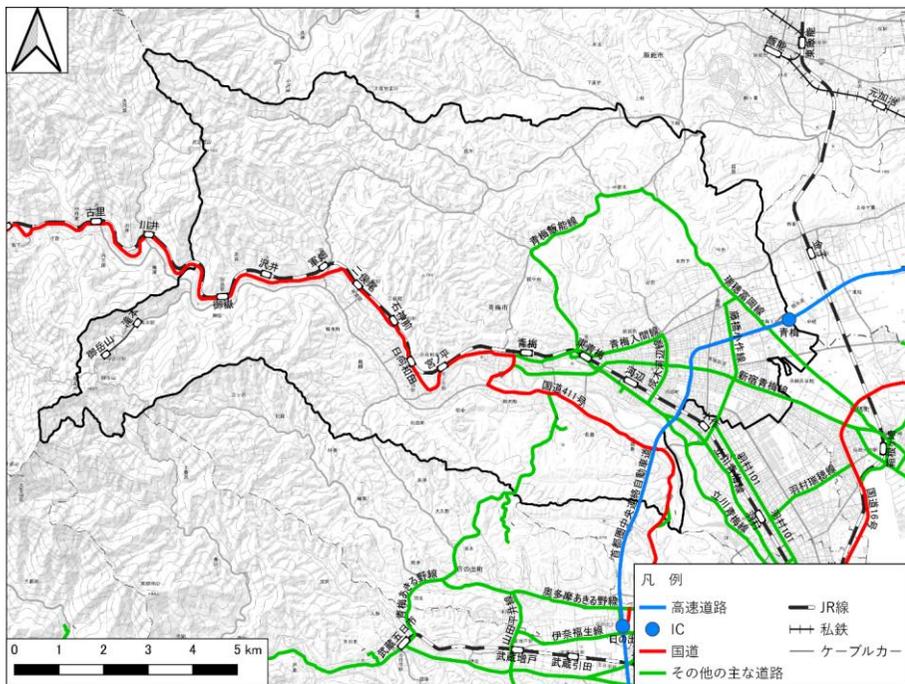
※各年2月1日の値

出典:青梅市の統計

オ 交通

a. 交通網

市の東側には、首都圏中央連絡自動車道（圏央道）があり、埼玉県入間市との市境に青梅ICがあります。また、市内を東西に流れる多摩川沿いに一般国道411号線、JR青梅線があり、市内の東西を繋いでいます。また、青梅駅付近から東は、新宿青梅線（青梅街道）があり、市内と都心を繋ぐ主要な道路となっています。南北を繋ぐ道路としては、青梅飯能線、青梅あきる野線等があり、日の出町やあきる野市、飯能市と繋いでいます。

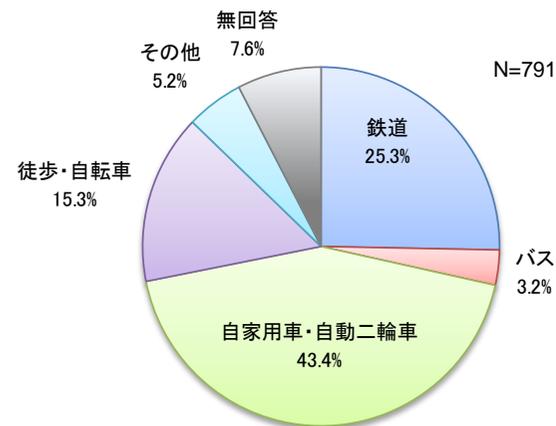


本市の国道および鉄道

出典：国土数値情報（高速道路時系列、緊急輸送道路データ）、地理院地図

b. 通勤通学的手段

市民アンケートの結果、通勤・通学手段は自家用車・自動二輪車が43.4%と最も多く、次いで鉄道・電車が25.3%、徒歩・自転車が15.3%です。一方、バスの利用は3.2%にとどまっています。



通勤・通学手段

カ 廃棄物

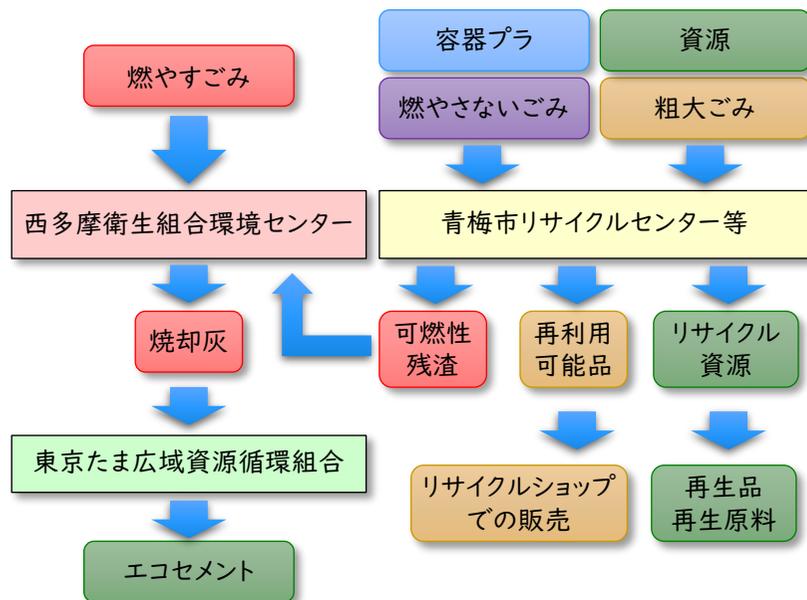
a. 市の廃棄物処理の概要

家庭や事業所から排出されたごみや資源のうち、燃やすごみについては西多摩衛生組合環境センターに、それ以外は青梅市リサイクルセンター等に搬入されます。

西多摩衛生組合環境センターでは焼却処理が行われ、焼却灰は東京たま広域資源循環組合により、エコセメントの原料として再生利用されています。

青梅市リサイクルセンターでは、搬入されたものを選別し、可燃性残渣は西多摩衛生組合環境センターで焼却し、それ以外は再商品化や再資源化を行っています。

かつては最終処分場で焼却灰や不燃性残渣の埋立処分を行っていましたが、現在は埋立処分を行っていません。



b. ごみ排出量

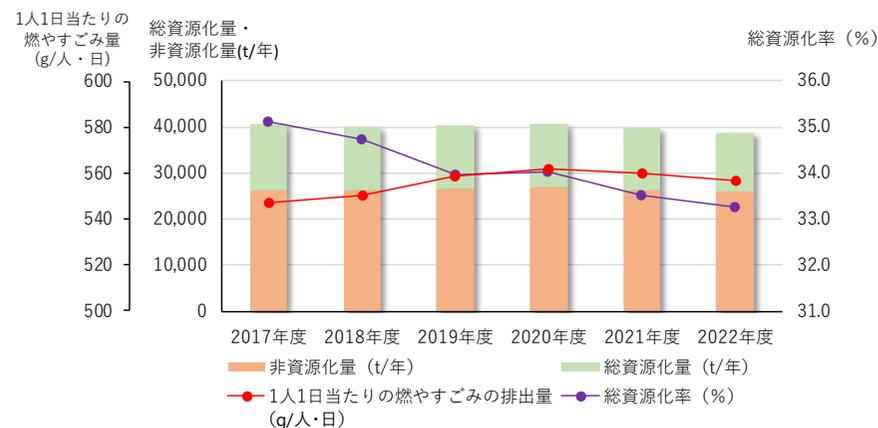
ごみの量は2020(令和2)年度以降緩やかに減少しています。集団回収による回収量は2020(令和2)年度以降に減少していますが、これは、新型コロナウイルス感染症の影響と考えられます。

1人1日当たりの燃やすごみの量は2020(令和2)年度まで増加傾向にあり、その後は、やや減少傾向にあります。

また、総資源化量・総資源化率は、減少傾向となっています。

ごみ排出量

区分	単位	年度					
		2017	2018	2019	2020	2021	2022
ごみ量	t/年	36,746	36,458	36,952	38,156	37,092	36,216
集団回収	t/年	3,811	3,611	3,363	2,415	2,484	2,566
総量	t/年	40,557	40,069	40,315	40,571	39,576	38,782
1人1日当たりの燃やすごみの量	g/人・日	547.3	550.6	558.9	562.1	559.9	556.9
総資源化量	t/年	14,247	13,910	13,692	13,798	13,261	12,896
総資源化率	%	35.1	34.7	34.0	34.0	33.5	33.3



出典: 青梅市清掃事業概要

キ 温室効果ガス排出量

a. 全体

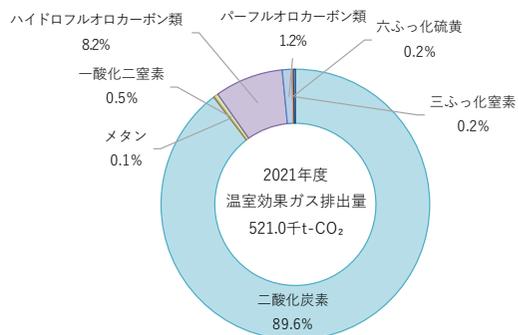
本市の2021(令和3)年度の温室効果ガス排出量は521.0千t-CO₂で、基準年の2013(平成25)年度と比較すると19.8%(128.9千t-CO₂)減少しています。

2021(令和3)年度の温室効果ガスのガス別排出割合は二酸化炭素が最も多く全体の89.6%を占め、次いでハイドロフルオロカーボン類が8.2%、パーフルオロカーボン類が1.2%、一酸化二窒素が0.5%、三ふっ化窒素および六ふっ化硫黄が0.2%、メタンが0.1%となっています。



温室効果ガス排出量の推移

出典:「オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」



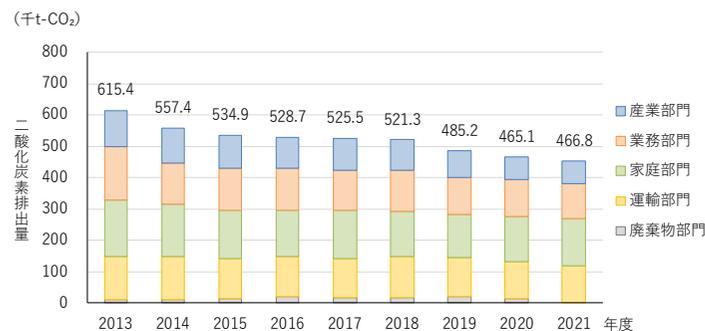
温室効果ガス排出量のガス種別排出割合(2021年度)

出典:「オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

b. 二酸化炭素の排出量

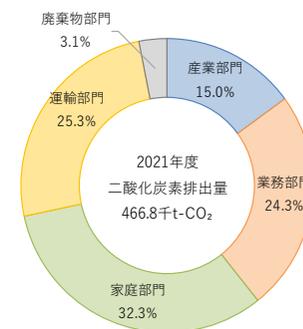
本市の2021(令和3)年度の二酸化炭素排出量は466.8千t-CO₂で、基準年度の2013(平成25)年度と比較すると24.1%(148.6千t-CO₂)減少しています。

2021(令和3)年度の二酸化炭素の部門別排出割合は家庭部門が最も大きく全体の32.3%を占め、次いで運輸部門が25.3%、業務部門が24.3%、産業部門が15.0%、廃棄物部門が3.1%となっています。



二酸化炭素排出量の推移

出典:「オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」



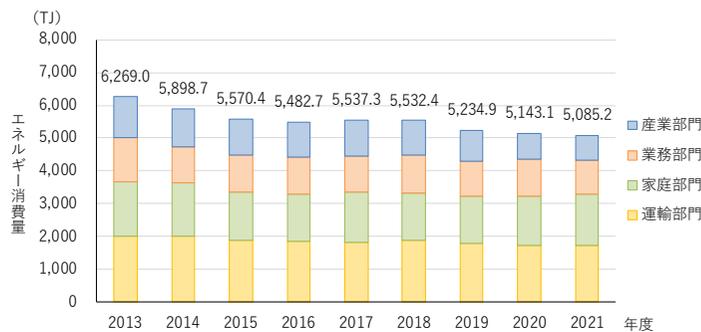
二酸化炭素排出量の部門別排出割合(2021年度)

出典:「オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

ク エネルギー消費量

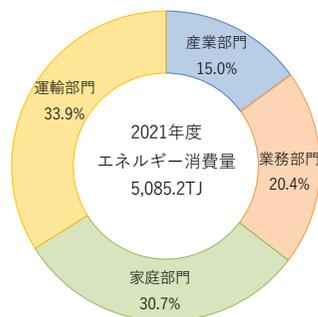
本市の2021(令和3)年度のエネルギー消費量は5,085.2TJで、2013(平成25)年以降、概ね減少傾向となっています。

また、2021(令和3)年度の部門別エネルギー消費割合は、運輸部門が最も大きく33.9%を占めており、次いで家庭部門が30.7%、業務部門が20.4%、産業部門が15.0%です。



部門別エネルギー消費量の推移

出典:「オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」



部門別エネルギー消費割合 (2021年度)

出典:「オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

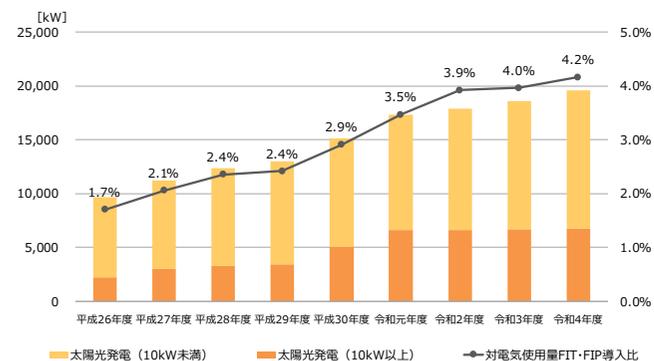
ケ 再生可能エネルギーの導入状況

2012(平成24)年に開始された再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)や2022(令和4)年に開始された電力市場の価格と連動したFIP制度により、太陽光発電の導入・普及が進み、市内の太陽光発電は、年々増加しています。また、市内の電力使用量に対する再生可能エネルギーの導入比も年々上昇しています。

本市のFIT・FIP制度による再生可能エネルギーは太陽光発電のみであり、2022(令和4)年度の設備容量は19,577kW、発電電力量が24,329MWh、対電気使用量導入比は4.2%でした。

再生可能エネルギーの導入状況 (FIT・FIPのみ)

	設備容量 (kW)		発電電力量 (MWh)	対電気使用量導入比
	(10kW未満)	(10kW以上)		
2014年度	7,446	2,248	9,694	1.7%
2015年度	8,226	3,036	11,262	2.1%
2016年度	9,071	3,289	12,360	2.4%
2017年度	9,598	3,423	13,021	2.4%
2018年度	10,123	5,031	15,154	2.9%
2019年度	10,687	6,630	17,316	3.5%
2020年度	11,264	6,655	17,919	3.9%
2021年度	11,950	6,670	18,621	4.0%
2022年度	12,780	6,798	19,577	4.2%



再生可能エネルギーの導入状況 (FIT・FIPのみ)

出典:自治体排出量カルテ(環境省)

(2) 生活環境

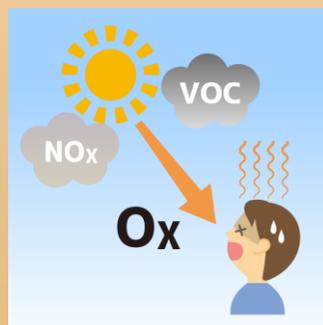
ア 大気

東京都一般環境大気測定局(青梅)では、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、光化学オキシダント(Ox)、二酸化硫黄(SO₂)、一酸化炭素(CO)、微小粒子状物質(PM2.5)の測定を行っています。2022(令和4)年度はほとんどの項目で環境基準を満たしていましたが、光化学オキシダントについては全国の他の都市と同様に環境基準を満たしていませんでした。

【光化学オキシダントって何?】

光化学オキシダントとは、大気中の窒素酸化物(NO_x)や揮発性有機化合物(VOC)が光化学反応を起こし発生するオゾン(O₃)等の有害な物質を指します。光化学オキシダントが大気中にとどまり、もやのようになることを光化学スモッグと言います。

光化学スモッグは目がチカチカしたり、頭痛や吐き気を感じたりするなど、健康被害を生じる場合があります。



イ 水質

市内の主要4河川(多摩川、成木川、黒沢川、霞川)では、都または市により水質調査(pH、BOD、SS、DO、大腸菌数)を実施しています。2022(令和4)年度は、すべての地点・項目で環境基準を満たしてました。

ウ 道路交通騒音・振動

本市は、市内9か所において道路交通騒音・振動の調査を行っています。2016(平成28)年度から2022(令和4)年度はすべての地点において騒音は環境基準を達成し、振動は要請限度以下となっていました。

エ 苦情件数

市に寄せられた苦情件数は、年間おおよそ200~250件の間で推移しており、2019(令和元)年度から2021(令和3)年度にかけては増加傾向でしたが、2022(令和4)年度は横ばいとなっています。

また、苦情の半数以上は焼却に関するものです。

苦情受付件数

項目		年度									
		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
大気汚染	受付件数	97	73	74	82	101	83	62	74	76	73
	うち焼却件数	86	67	69	73	98	78	56	69	73	62
悪臭	受付件数	83	74	74	86	103	97	77	83	87	80
	うち焼却件数	64	65	62	70	95	77	54	69	73	62
水質汚濁		10	2	5	3	3	1	2	1	1	1
騒音		40	53	57	57	41	37	49	38	49	49
振動		4	2	5	8	2	1	7	10	9	13
地盤沈下		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		11	6	3	7	3	5	3	2	3	8
合計	受付件数	245	210	218	243	253	224	200	208	225	224
	うち焼却件数	150	132	131	143	193	155	110	138	146	124

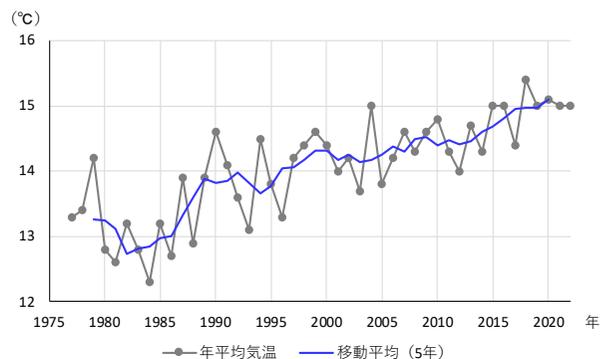
出典:青梅市環境報告書(各年度版)

(3) 自然環境

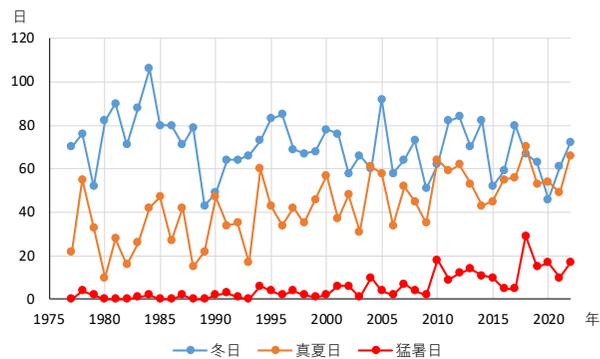
ア 気象

a. 経年変化

年平均気温は、1985（昭和60）年頃は13℃前後であったのに対し、近年は15℃程度となっており、年平均気温の上昇がみられます。また、冬日の日数はやや減少傾向、真夏日や猛暑日の日数は増加傾向となっています。



年平均気温の推移

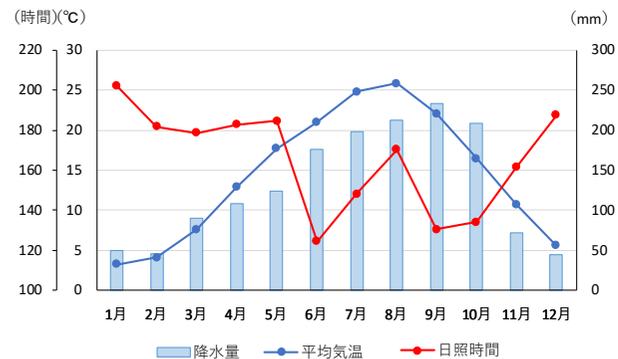


冬日、真夏日、猛暑日の推移

出典：気象庁アメダスデータ（青梅）

b. 季節変化

本市は、冬季に降水量が少なく日照時間が長い、太平洋側の気候となっています。また、8月は、前後の月に比べ日照時間が長いものの、降水量も多いことが特徴となっています。



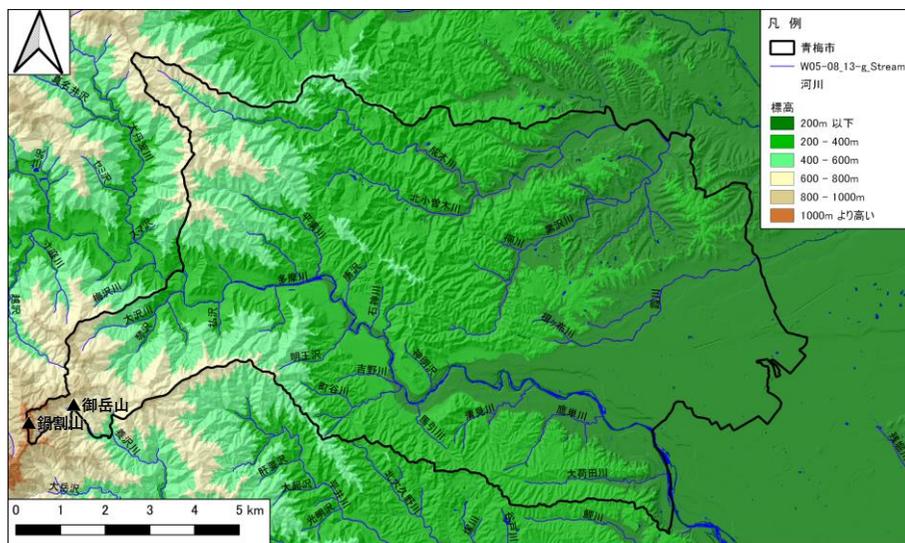
月別、平均気温、降水量、日照時間（平年値）

出典：気象庁アメダスデータ（青梅）

イ 地形

本市は、関東平野の西に広がる関東山地の東端付近に位置し、山地と平野部が接するところでは、扇状台地を形成しています。市域内には、標高約200m以下の地域から1,000mを超える地域を有しており、市内の標高の差が大きいです。市の東側の多摩川と霞川に挟まれた地域は、扇状台地となっており標高200m以下の比較的平坦な地形が広がっています。また、霞川の北側や、多摩川の南側は丘陵地となり、標高400m程の山が連なっています。一方、西部は御岳山(929m)に代表される山地が分布し、鍋割山(1,084m)が最高峰となっています。

また、多摩川などの河川沿いには、河川の浸食作用により形成される階段状の地形、河岸段丘が形成されています。

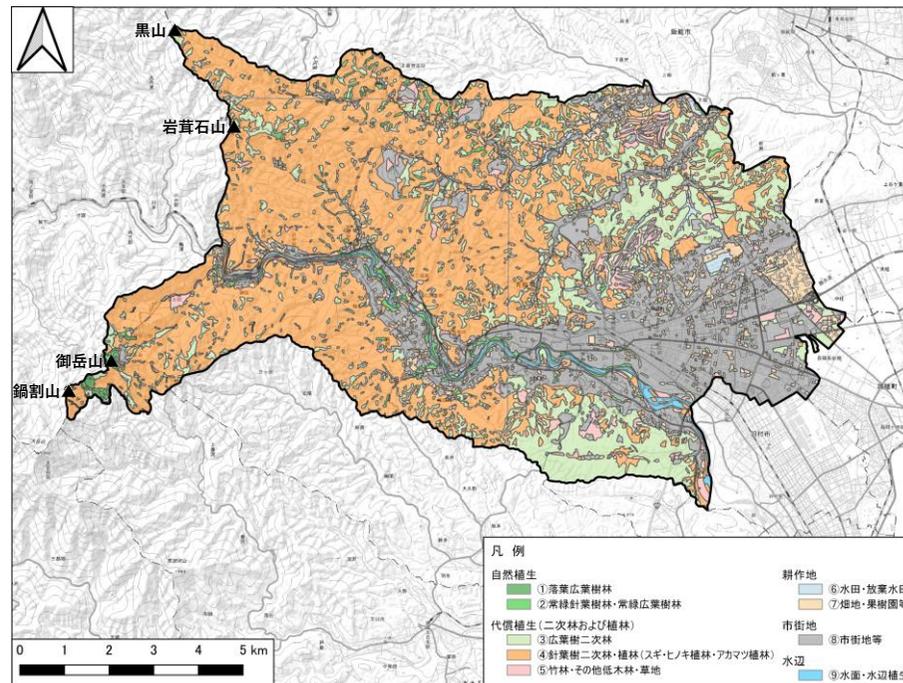


標高および河川位置

出典：国土数値情報(行政区域データ、河川)、基盤地図情報(基本情報、5mメッシュ標高)

ウ 植生

多摩川河川沿いおよび東側の平地に市街地等が広がり、周辺の丘陵地や山地は森林が多く、市内の6割以上が森林となっています。市の西側は植林地が多く、標高の高い御岳山周辺や岩茸石山から黒山にかけての地域には落葉広葉樹林や広葉樹二次林が点在しています。また、東側は、植林地が少なく、市街地等や耕作地等を除いて落葉広葉樹二次林が多く見られます。



植生図

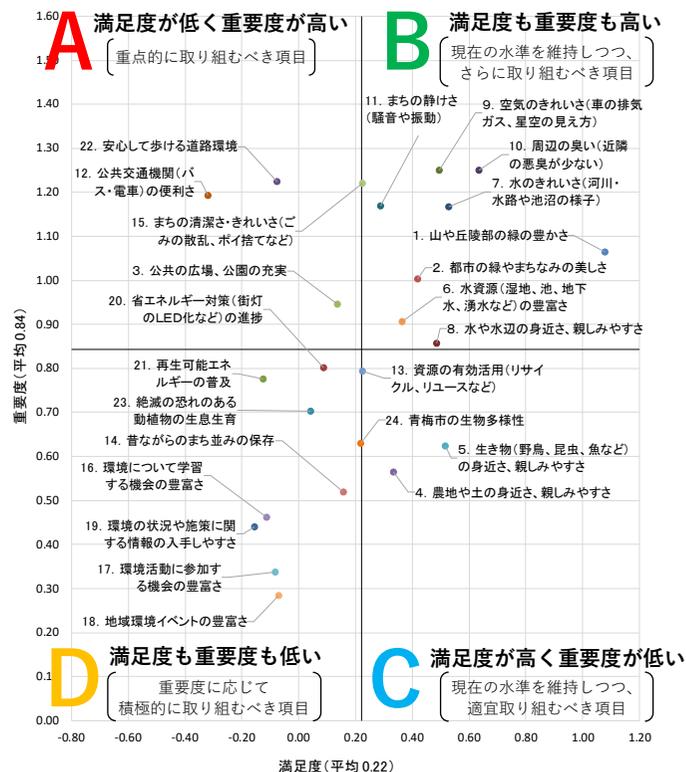
出典：生物多様性センター(1/2.5万植生図 GIS データ)、地理院地図
※2024年ダウンロードデータ

4. 市民、事業者の環境に対する意識

(1) 市民アンケート結果

ア 身近な環境についての満足度、重要度

本市の身近な環境に関する24の項目の満足度・重要度のうち、満足度も重要度も高い項目として、「1.山や丘陵部の緑の豊かさ」「2.都市の緑やまちなみの美しさ」「9.空気のきれいさ(車の排気ガス、星空の見え方)」などがある一方、満足度が低く重要度が高い項目として、「3.公共の広場、公園の充実」「12.公共交通機関(バス・電車)の便利さ」「22.安心して歩ける道路環境」などがありました。



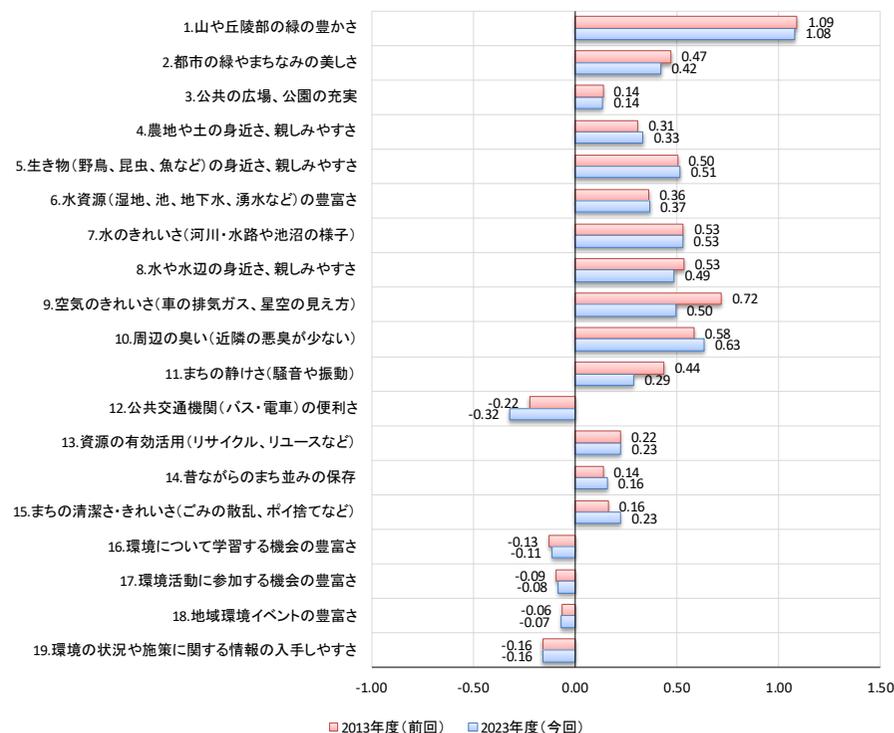
※満足度: 満足=+2、やや満足=+1、普通=0、やや不満=-1、不満=-2
 重要度: かなり重要=+2、やや重要=+1、普通=0、あまり重要ではない=-1、重要でない=-2 とし、平均値を算定

イ 身近な環境の満足度の変化

身近な環境についての調査を行った24項目のうち、19の項目については、前回2013(平成25)年度に満足度の調査を行っており、今回の調査結果と比較しました。

多くの項目において、大きな変化は見られませんでした。が、「9.空気のきれいさ(車の排気ガス、星空の見え方)」「11.まちの静けさ(騒音や振動)」「12.公共交通機関(バス・電車)の便利さ」では満足度の低下が目立っています。

一方、「4.農地や土の身近さ、親しみやすさ」や「15.まちの清潔さ・きれいさ(ごみの散乱、ポイ捨てなど)」など、いくつかの項目では若干上昇しました。

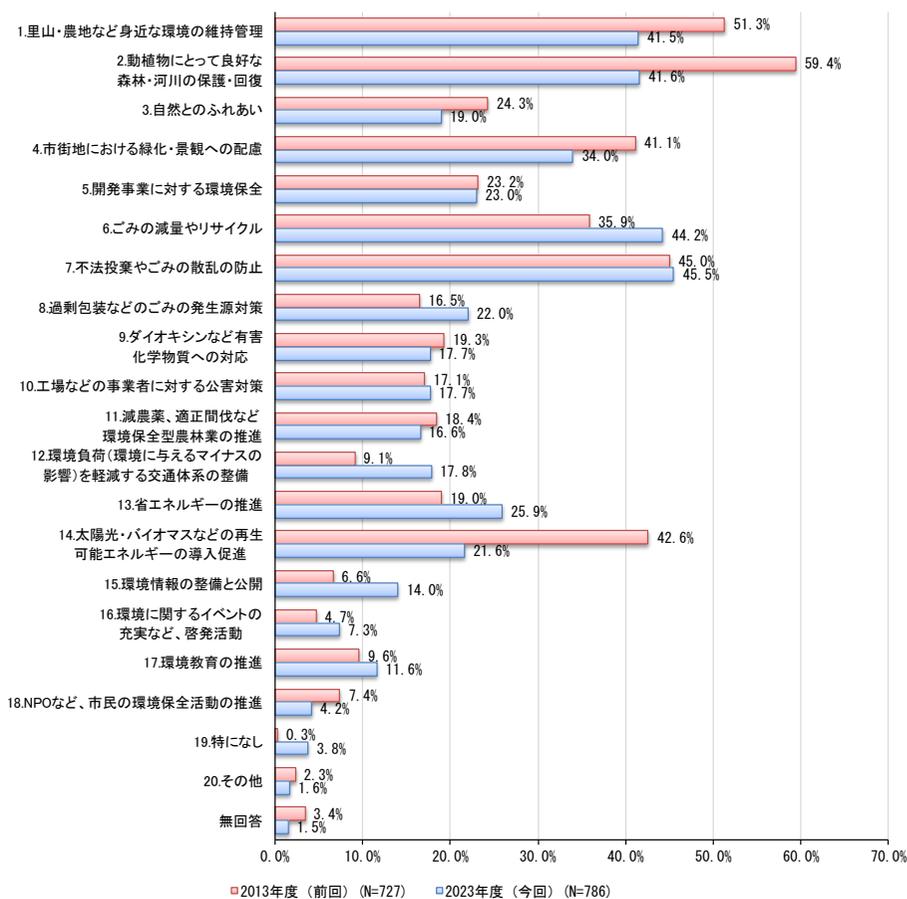


前回調査結果との比較(身近な環境の満足度)

ウ 市が重点的に取り組むべき事項

市が重点的に取り組むべき事項として、今回調査では「7.不法投棄やごみの散乱の防止」が最も多く、次いで「6.ごみの減量やリサイクル」、「2.動植物にとって良好な森林・河川の保護・回復」、「1.里山・農地など身近な環境の維持管理」で、ごみに関する項目と、自然環境に関する項目がよく選ばれていました。

また、2013年度調査と比較すると、「1.里山・農地など身近な環境の維持管理」、「2.動植物にとって良好な森林・河川の保護・回復」、「14.太陽光・バイオマスなどの再生可能エネルギーの導入促進」等では減少し、「6.ごみの減量やリサイクル」、「8.過剰包装などのごみの発生源対策」、「12.環境負荷（環境に与えるマイナスの影響）を軽減する交通体系の整備」、「13.省エネルギーの推進」等では増加しました。概ね自然やみどり、再生可能エネルギーについては減少し、ごみや省エネルギー、環境に関する情報や教育については増加しました。

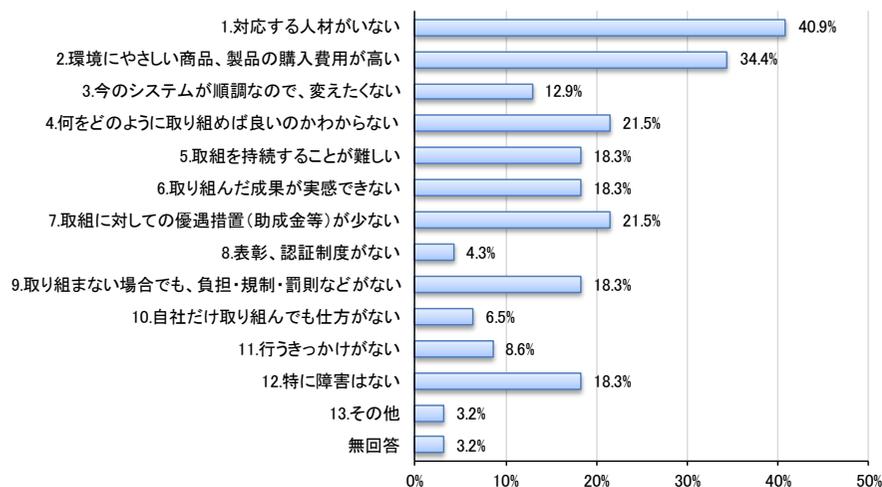


市が重点的に取り組むべき事項

(2) 事業者アンケート

ア 環境保全に関する取組の妨げになる事項

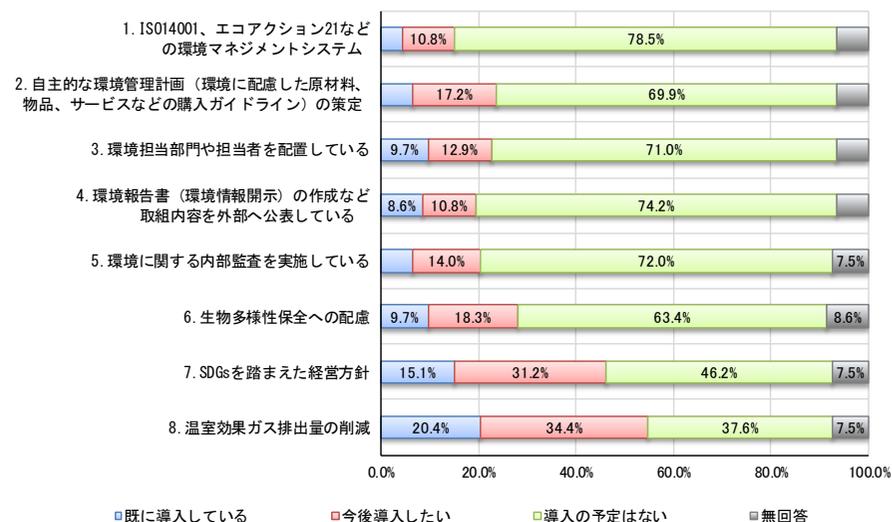
環境保全に関する取組の妨げになる事項については、「1.対応する人材がない」が最も多く、次いで「2.環境にやさしい商品、製品の購入費用が高い」、「4.何をどのように取り組めば良いのかわからない」「7.取組に対しての優遇措置（助成金等）が少ない」が多く選ばれました。



環境保全に関する取組の妨げになる事項

イ 環境に関する経営方針や管理手法

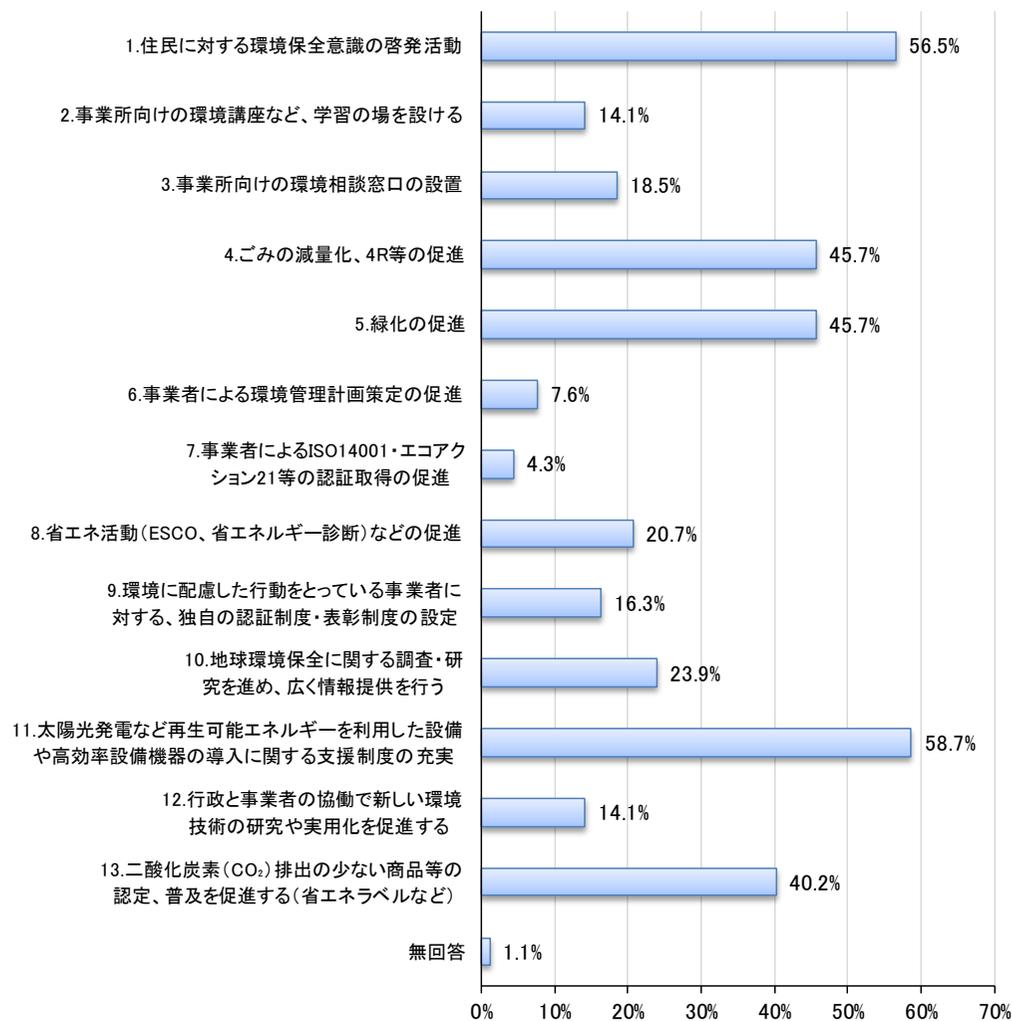
経営方針や管理手法に取り入れている環境に関する事項は、「8.温室効果ガス排出量の削減」が最も多く、次いで「7.SDGsを踏まえた経営方針」、「6.生物多様性保全への配慮」、「3.環境担当部門や担当者を配置している」で、その他の項目については、「導入の予定はない」が70%程度かそれ以上でした。



環境に関する経営方針や管理手法

ウ 市が重点的に取り組むべき事項

市が重点的に取り組むべき事項は、「11.太陽光発電など再生可能エネルギーを利用した設備や高効率設備機器の導入に関する支援制度の充実」が最も多く、次いで「1.住民に対する環境保全意識の啓発活動」、「4.ごみの減量化、4R等の促進」、「5.緑化の促進」が多く選ばれました。



市が重点的に取り組むべき事項

第3章 望ましい環境像

1. 基本理念

青梅市環境基本条例第3条には、本市の環境の保全・回復および創出についての基本理念が定められています。第2次計画に続き本計画においても、環境基本条例の理念を基本理念とします。

基本理念

- ◆環境の保全等は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- ◆環境の保全等は、人と自然とが共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的として、すべての者の積極的な取組と相互の協力によって行われなければならない。
- ◆地球環境の保全等は、日常生活およびすべての事業活動において推進されなければならない。

(青梅市環境基本条例 第3条より)

2. 望ましい環境像

本市は、都心近郊にありながら、多摩川の清流、みどり豊かな森林や丘陵などに恵まれた自然環境を有しています。私たちは、これら自然環境から食料(山菜、きのこなど)、水(水源かん養、水質浄化など)、原材料(木材など)、景観、レクリエーションや観光の場など様々な「恵み」(生態系サービス)を享受しています。

私たちは、第1次計画、第2次計画を通じて、環境の維持・改善のため、ライフスタイルを見直すなど、様々な取組を行ってきました。本計画では、市民、市民団体、事業者、滞在者、そして市が共創^{*}していくことで今ある環境を守り、未来の子どもたちが自然環境からの「恵み」を享受し続けられるまちづくりを目指します。そこで、本計画全体の望ましい環境像を、「美しい自然のふるさと青梅～持続可能な未来を共創するまち～」とします。

※共創:立場の異なる人や団体が協力して、新たなものや価値観を作り出していくこと。

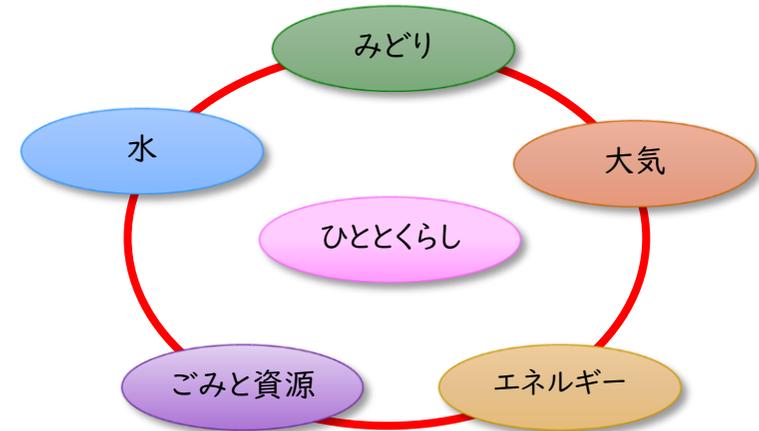
3. 望ましい環境像を支える6つの環境テーマ

本計画では、望ましい環境像を支える6つの環境テーマに「みどり」、「水」、「大気」、「ごみと資源」、「エネルギー」、「ひととくらし」を設定します。これらの中でも「みどり」は雨水を溜め「水」のもととなります。また、二酸化炭素を吸収し酸素を放出するよう「大気」にも大きな関係があります。「みどり」「水」「大気」「ごみと資源」「エネルギー」は私たちの生活に欠かせない環境テーマであり、それらの中心に「ひととくらし」があります。本計画では、これら6つを環境のテーマとします。

計画全体の望ましい環境像

「美しい自然のふるさと青梅」

～ 持続可能な未来を共創するまち ～



4. 環境のテーマごとの望ましい環境像

「みどり」の望ましい環境像

青梅のみどりから地球のみどりへ

本市は、御岳山や高水山などの山々や、青梅丘陵や長淵丘陵、霞丘陵といった市街地を囲む丘陵地など、市内の6割以上を森林が占めています。また、東京都がみどりの指標として示している「みどり率」は79.6%と高い値になるなど、都内でも、みどりや自然に恵まれた地域であり、本市の大きな特色となっています。

また、市内には人工林が多いものの、御岳山など標高の高い地域や丘陵地には落葉広葉樹林があり、市街地や周辺には耕作地や平地林、多摩川沿いには河畔林があるなど、多様な環境を有しています。市民アンケートにおいても、環境の満足度では「山や丘陵部の緑の豊かさ」や「都市の緑やまちなみの美しさ」などで高い評価を得ており、本市のみどりに対する高い評価や関心が伺えます。

一方、世界の森林は減少を続けており、2010年から2020年に年平均474万haが減少しています。このように、地球規模では森林の減少が進み、生物多様性の低下、地球温暖化や気候変動など、多くの問題に直面しており、近年の異常気象の増加など私たちの暮らしにも影響が出てきていると考えられています。

青梅のみどりは、地球全体と比べたら微々たるものですが、地球のみどりの一部であることには変わりありません。よって、青梅のみどりを守ることで、地球のみどりも守っていると意識し、次の世代に引き継いでいきます。

「水」の望ましい環境像

流域市民を結ぶ、水の生まれるまち

本市の東西を横断する多摩川は、山梨県と埼玉県の県境にある笠取山の南側を源流とし、東京都と神奈川県の間を流れ東京湾に注ぐ幹川流路延長138kmの河川です。市内の上流域に位置する御岳渓谷は日本名水百選にも選ばれる美しい渓流です。また、成木川、黒沢川、霞川は市内に源流を持ち、市内を東に流れ、埼玉県内で入間川に合流し、その

後、荒川を経由して東京湾に注ぎます。

これらの水資源は、飲用水や農業用水として流域に住む私たちの暮らしを支えています。一部ではペットボトルやプラスチックごみが散乱しているところもあり、このようなごみは、下流に流れ、最終的には海を汚すことになります。

私たちには、豊かな水資源を持続的に利用できるように、水環境の大切さを考え、適切に利用していくことが求められています。

また、本市の貴重な水資源は、本市だけで成り立つものではなく、多摩川であれば、上流域から流れてきた水によってもたらされています。また、河川は下流域へと流れ、いずれは東京湾へとつながっています。

すなわち、青梅の水資源を守るには上流域を守る必要があり、青梅の水資源を守ることは下流域や東京湾を守ることに繋がるのです。私たちは、この繋がりを意識するとともに保全し、貴重な水資源を次の世代へ引き継いでいきます。

「大気」の望ましい環境像

澄んだ空気と思いやりのあるまち

陸上で生活しているすべての生き物は、大気の影響を受けることから、私たちが健康かつ快適に生活するためには、きれいな大気を維持することが必要です。本市では、長期にわたり大気汚染への対策を行ってきたことから、著しい大気汚染は近年発生していません。今後も、現在の良好な大気環境を維持し、次世代へ引き継いでいくことが求められています。

また、大気は世界中につながっているため、他の地域で発生した大気汚染が本市に影響する一方で、本市で発生した大気汚染が他の地域に影響を与えることもあります。私たち一人ひとりが、大気は世界中につながっていることを意識し、思いやりを持って良好な大気環境を維持し、次の世代へ引き継いでいきます。

「ごみと資源」の望ましい環境像
創造に満ちあふれる循環型社会のまち

私たちは日々の生活において、「もの」を消費し、そして「ごみ」を排出しています。しかしながら「ごみ」の中には多くの再生可能な「資源」が含まれています。

かつて、「ごみ」に含まれる「資源」は焼却や埋立により捨てられていましたが、現在は分別の進展により、「ごみ」ではなく「資源」として、利用することが出来るようになりました。

しかしながら、私たちは多くの資源を輸入に頼っており、将来にわたり持続可能な社会を実現するためには、さらなるごみの減量や資源循環が求められています。そのため、これまで以上に資源を消費するライフスタイルから、資源が循環するライフスタイルに転換していくことが重要です。

このことから、引き続き、循環型のライフスタイル（ものを大切に繰り返し使用後も廃棄せずにリサイクルする）への転換や社会の仕組みづくりに取り組みます。さらに、従来の価値観にとらわれない新しい発想と豊かな創造性を持って、取組を進めていきます。

「エネルギー」の望ましい環境像
持続可能で環境負荷の少ないまち

日常生活や社会活動を維持していくためにエネルギーは欠かせませんが、日本はエネルギー自給率が低く、エネルギー危機が何度か発生し、その教訓から、国をあげての省エネルギー対策が進められてきました。

また、近年は地球温暖化の影響が顕著になり、これは私たちが日々エネルギーを使うことで排出される二酸化炭素が主な原因になっています。これらの問題の解決に向け、省エネルギー対策に加え、再生可能エネルギーの導入が進められており、省エネルギーと再生可能エネルギーによるエネルギー問題の解決を目指しています。特に、再生可能エネルギーは、石油などの化石燃料に依存しないエネルギー、すなわち温室効果ガスを排出しないエネルギーであることから、地球温暖化対策として非常に重要です。

さらに、地球温暖化による自然災害の増加や激甚化の懸念から、災害に対する高いレジリエンス（強靭性）が求められています。環境とレジリエンスの両立のため、私たちは地域社会の社会基盤（インフラ）や、社会システムそのものを変えることも必要となっています。そのため、デジタル技術による効率的な電力の使用や交通機関の運用などDXを推進し、また災害発生時の速やかな復旧体制の構築、避難所への太陽光発電設備や蓄電池の導入による非常時の電源確保など、様々な施策を進めていくことが重要です。私たち、そして私たちの子孫が、本市で快適な生活ができるよう、環境負荷の少ない社会をつくれます。

「ひとと暮らし」の望ましい環境像
市民がつくる未来のふるさと=循環と共生のまち

2015（平成27）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、持続可能な開発目標（SDGs）が掲げられ、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル

（普遍的）なもので、国も積極的に取り組んでいます。これらの目標の達成には、私たち一人ひとりが今までのライフスタイルを見直し、これまでの経済や効率、利便性の優先の暮らしから、環境負荷の少ない暮らしへ変えていく必要があります。そして、この一人ひとりの取組は、環境を優先したまちづくりにつながっていきます。

市民一人ひとりが主役となり、豊かな環境を共創する中で、「ひと」と「ひと」が信じ合い、安らぎのあるふるさとの実現を目指します。

また、私たちがくらしている世界では、すべての物質は循環しています。そして、この循環の輪の中に私たちも入っているため、「ひと」と「ひと」、「ひと」と「自然」が共生していくことが求められています。

地域にくらす人々がつながり、支えあい、助け合う、この考え方を私たちの環境づくりに取り入れることで、「持続可能な社会」「ウェルビーイング/高い生活の質」を実現し、すばらしい青梅を未来のこどもたちに引き継いでいきます。

第4章 目標達成に向けた施策および環境行動指針

1. 第3次青梅市環境基本計画の基本的な考え方

本計画の基本的な考え方は、以下の5つとします。

- 考え方 1:地球温暖化や気候変動による災害に対する高いレジリエンス（強靱性）を有する環境対策の推進
- 考え方 2:豊かな自然環境の維持、生物多様性の向上
- 考え方 3:SDGsの取組の推進
- 考え方 4:市民、事業者、市、各主体の共創による環境対策の推進
- 考え方 5:SMART※な指標と目標の設定

※SMART Specific:具体的な、Measurable:測定可能な、Achievable:達成可能な、Relevant:関連性のある、Time-bound:期限のある、の頭文字をとったもので、効果的で現実的な目標設定の考え方の一つとされています。

(1) 地球温暖化や気候変動による災害に対する高いレジリエンス（強靱性）を有する環境対策の推進

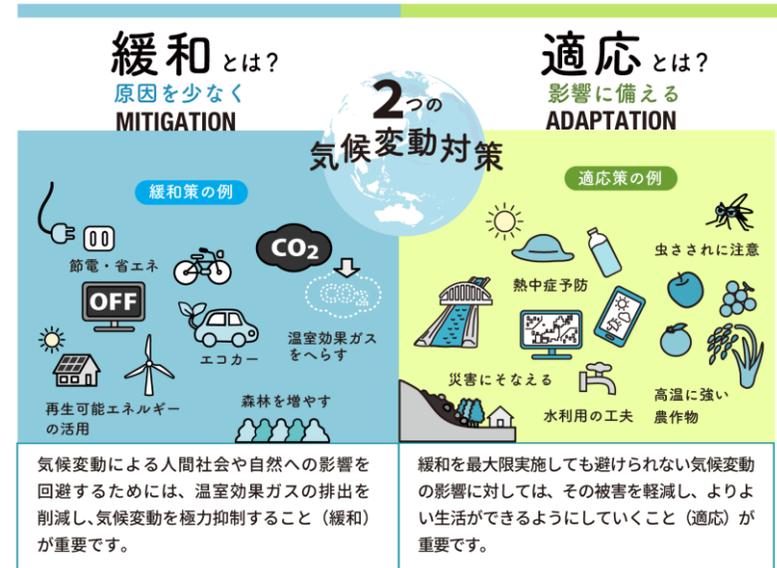
【背景・目的】

地球温暖化は、私たちの生活に様々な影響を与えると同時に、自然環境にも様々な影響を与えます。そして、地球温暖化は世界各地で行われている気象観測からも明白であり、地球温暖化対策は急務となっています。

地球温暖化対策には、気候変動の原因となる温室効果ガスを減らす「緩和」と、気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応」の2つがあります。

「緩和」は省エネルギーや再生可能エネルギーによるエネルギー使用時の二酸化炭素排出量の削減、森林整備や植樹による二酸化炭素吸収量の増加、またその他の温室効果ガスを減らすことにより気候変動を抑制します。

「適応」は、地球温暖化により引き起こされる様々な事象（気温の上昇や大雨の発生）に対し、それによる悪影響（熱中症の増加や土砂災害）を最小限に抑える様々な取組を行います。



出典：気候変動適応情報プラットフォーム HP

【方針】

●緩和策

本市は、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）や、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、省エネルギーなど温室効果ガスの排出量削減の取組を進めてきました。今後も、節電の徹底、省エネルギー機器や次世代自動車※の導入などの省エネルギー対策、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を推進します。

●適応策

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）に気候変動適応計画を明記し、取組を進めることで、地球温暖化により引き起こされる熱中症・感染症などの健康被害や、水害や土砂災害による被害を軽減するよう、対策を行います。また、発生した被害や災害から、速やかに回復できるようにレジリエンス強化を推進していきます。

※次世代自動車：ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池車など、従来のエンジン自動車と比較し、走行時に二酸化炭素（CO₂）や窒素酸化物（NO_x）、粒子状物質（PM）等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、環境性能が優れている自動車のこと。

(2) 豊かな自然環境の維持、生物多様性の向上

【背景・目的】

本市は、多摩川と霞川に挟まれた扇状台地に市街地や耕作地が発達し、その一方で都内でも有数の自然環境を有しているといった特徴があります。また、市内を流れる河川は良好な自然環境を提供し、多くの生物により利用されています。

しかしながら、少子高齢化・人口減少社会による、農業従事者の減少、里地里山管理の担い手不足により、十分な管理を行えず、生物多様性の損失が懸念されています。

【方針】

本市は、2018(平成30)年、生物多様性の保全と持続可能な利用を、総合的かつ計画的に進めることを目的として「青梅市生物多様性地域戦略」を策定しました。「知る」「守り、育てる」「活かす」「広める」「参加・協働する」の5つを基本方針とし、施策を進めています。

一方で、国は、2022(令和4)年に「30by30ロードマップ」を策定し、2023(令和5)年に「生物多様性国家戦略2023-2030」を閣議決定し、2030(令和12)年の自然再興(ネイチャーポジティブ)の実現を目指しています。

本市は、「青梅市生物多様性地域戦略」で示した施策を実施するとともに、国の30by30目標や2030(令和12)年ネイチャーポジティブの実現に対する貢献を目指し、様々な施策を検討・実施し、良好な自然環境の維持管理を進めます。

(3) SDGsの取組の推進

【背景・目的】

SDGsは、すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くため、貧困、気候変動、環境劣化、繁栄、平和と公正など、私たちが直面するグローバルな諸課題の解決を目指すもので、17の目標と169のターゲットからなっています。

近年はSDGsの考え方が様々な方面で用いられるようになっており、特に環境の分野では関連する項目が多く、環境省では17のゴールのうち13で環境と直接関連があると示しています。

【方針】

SDGsは、経済・社会・環境のあらゆる課題を、同時に解決することを目指しています。これは、本市の第2次計画においても同様で、例えば森林管理と林業の振興の同時解決を考慮した施策を進めています。そのため、本計画においても、引き続き、環境問題と他の問題への取組につながるような、施策を進めていきます。

環境と直接関係がある 13のゴール		2 気候を ゼロに
3 すべての人に 健康と福祉を	4 質の高い教育を みんなに	6 安全な水とトイレ を世界中に
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と技術革新の 基盤をつくろう
11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を
14 海の豊かさを 守ろう	15 陸の豊かさも 守ろう	17 パートナーシップで 目標を達成しよう

環境、経済、社会を三層構造で示した木の図



出典：環境省HP

(4) 市民、事業者、市、各主体の共創による環境対策の推進

【背景・目的】

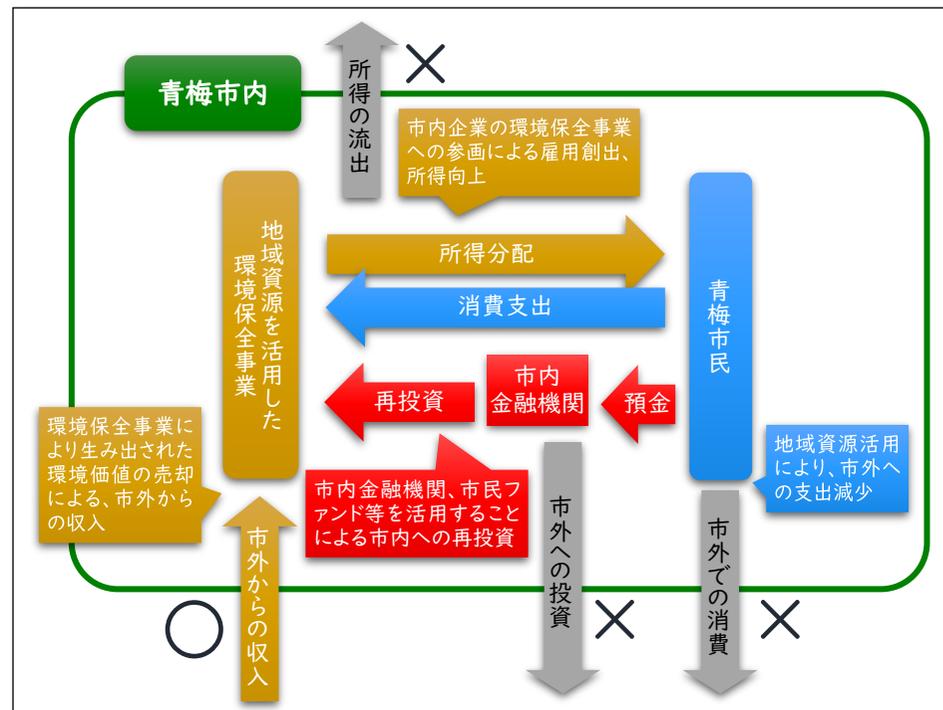
環境問題は経済的なつながりや社会問題とも密接にリンクし、問題解決に向けた取組は高度化・多様化が進んでいます。そのため、問題解決に向けて、行政だけで取組を進めることは困難となっています。

そこで、市民や事業者と市の共創により、それぞれの持つ知識やノウハウを最大限活用して環境保全を進めていく必要があります。また、いわゆる環境ビジネスに地元企業が参入することで、地域経済活性化も期待できます。

【方針】

市民、事業者、市、各主体の共創による環境対策には、効率的かつ持続的な取組が期待できます。そして、各主体の共創による、地域の資本や資源を活用した環境保全事業を推進していくことは、地域経済活性化や環境価値の取引（排出量取引等）による域外からの収入も期待できます。

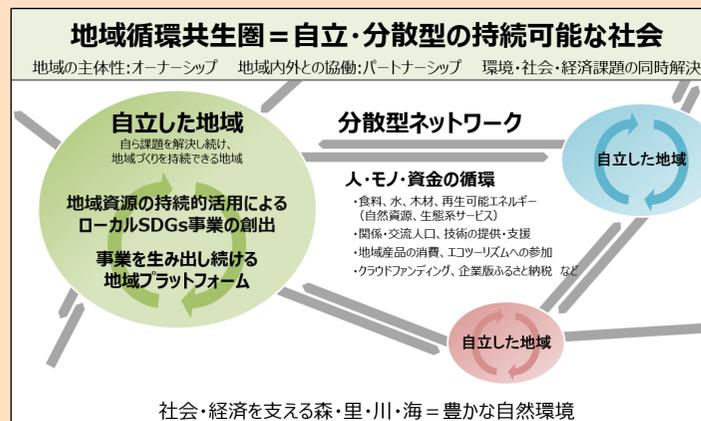
各主体の共創は、市の様々な場面で必要となっています。特に環境分野は、市民や事業者の日常生活と密接にかかわりがあることから、これまで以上に共創を進めます。



市民、事業者がかかわる環境保全事業の推進による地域経済活性化

地域循環共生圏

地域資源を活用して環境・経済・社会の統合的向上を実現する事業を生み出し続けるとともに、例えば都市と農村のように地域の個性を活かして地域同士で支え合うネットワークを形成していくという「自立・分散型社会」を示す考え方です。地域が抱える様々な課題に対して、環境を切り口に、パートナーシップのもとで統合的に解決していくことから、ローカルSDGsとも言います。



(5) SMART な指標と目標の設定

【 背景・目的 】

第2次計画策定以降、国際的にはSDGs、パリ協定、新型コロナウイルス、30by30目標、ロシア・ウクライナ戦争によるエネルギー価格の上昇、昆明・モンリオール生物多様性枠組など、環境やエネルギーに関する様々な動きがあり、国内でも国の地球温暖化対策計画や気候変動適応計画の閣議決定、2050年カーボンニュートラル宣言、プラスチック資源循環戦略策定、食品ロス問題など、これまで以上に多くの切り口による環境問題への対応が求められています。

これら多様な環境問題の解決に向け、本市としての目標を設定するためには、的確に課題を把握するとともに、適切な指標を定め、進捗を管理する必要があります。

【 方針 】

第2次計画では、テーマや重点アクションに合わせた9の環境指標と目標を定め、施策を進めてきました。しかしながら、近年は環境問題の多様化や緊急性の増加などにより、様々な問題への対策が必要となっています。

そのため、それらの対策の成果や進捗を知るために、適切な指標と目標の設定が必要となっています。そこで、SMARTの考え方を参考とし、効果的で現実的な目標設定を行います。



2. 第3次青梅市環境基本計画施策体系図

全体の望ましい環境像	テーマ	テーマ別の望ましい環境像	基本方針	取組の方向性	関連するSDGs目標
美しい自然のふるさと青梅 持続可能な未来を共創するまち	みどり	青梅のみどりから地球のみどりへ	1 みどり豊かな森林を守り、育て、活かす	ア 森林の管理と保全 イ 林業の振興 ウ 花粉症対策の推進	
			2 身近な自然を守り、育てる	ア 身近な自然の保全・育成 イ 自然に親しむ場所の創造	
			3 恵み豊かな農地を活かす	ア 農地の保全 イ 人と環境にやさしい農業の推進 ウ 農業の振興	
			4 生物多様性を保全する	ア 生物多様性の保全と持続可能性の確保	
	水	流域市民を結ぶ、水の生まれるまち	1 豊かな水源を保全する	ア 水源の保全 イ 水資源の有効活用	
			2 きれいな水・豊かな水量を守る	ア 河川の水質保全 イ 生活排水・事業所排水処理対策の推進 ウ 地下水および土壌の汚染の防止	
			3 地域に根付いた水辺空間を再生する	ア 清流の維持と水生生物の保全 イ 自然と親しめる水辺の再生と創出	
	大気	澄んだ空気と思いやりのあるまち	1 生活や事業活動に伴う負荷を低減する	ア ごみ処理による大気汚染の防止・ イ 事業活動による大気汚染の防止・ ウ 騒音・振動、悪臭、化学物質等の対策推進	
			2 自動車による負荷を低減する	ア 道路と周辺環境の整備・改善 イ 公共交通等の利用促進、次世代自動車の導入促進 および自動車の適正な利用	
	ごみと資源	創造に満ちあふれる循環型社会のまち	1 4Rを推進する	ア ごみ減量社会の構築 イ 4Rの推進 ウ プラスチックごみの削減 エ 食品ロスの削減	
			2 廃棄物を適正に処理する	ア 一般廃棄物の適正処理 イ 産業廃棄物等の適正処理	
	エネルギー	持続可能で環境負荷の少ないまち	1 温室効果ガス排出量を低減する	ア 温室効果ガスの削減	
			2 エネルギーを有効に活用する	ア 省エネルギーの推進 イ エネルギー高度利用の推進	
			3 再生可能エネルギー等の利用を促進する	ア 再生可能エネルギー等の利用促進	
	ひととくらし	市民がつくる未来のふるさと = 循環と共生のまち	1 こころが通い合う「ふるさと」を育む	ア 人や生き物を思いやるこころの育成、マナーの向上 イ やすらぎのある地域づくり ウ 環境にかかわる「人財」の育成	
			2 環境のためのネットワークを共に創る	ア 多様なつながりの充実 イ 地域に根ざした環境への取組	
			3 自然を育む文化・歴史を伝え創造する	ア 芸術・文化の創造と生活技術の伝承 イ 歴史と風土が調和したまちなみの実現	

3. 目標達成に向けた施策および取組事例

(1) みどり

みどりの望ましい環境像

青梅のみどりから地球のみどりへ



【現状と課題】

●森林

森林の維持・管理に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実を図るとともに、自然条件や住民のニーズに応じた広葉樹林化・針広混交林化、受光伐採等による育成複層林への誘導など機能に応じた適正な森林施業を進めることが必要です。そして、同時に森林整備を担う林業の振興を図ることも必要です。

また、花粉症は有病率が国民の4割超にのぼるとの調査があり、関係各所が連携した早急な対策が求められています。2023(令和5)年、国は、「発生源対策」「飛散対策」「曝露・発症対策」の取組を3本柱とした花粉症対策を定めました。このうち「発生源対策」として、現在のスギ人工林を今後10年で約2割削減を目標とするとともに、花粉の少ない品種への切り替えを進めています。本市においても、国や都と共に花粉症対策を継続して進めていく必要があります。

さらに、カシノナガキクイムシ(カシナガ)が媒介するナラ菌により、ナラ類やシイ・カシ類が集団的に枯損する「ナラ枯れ」が発生しています。2018(平成30)年度には被害報告がなかった東京都のナラ枯れは、2019(令和元)年度が50m³未満、2020(令和2)年度が1.1千m³、2021(令和3)年度が3.7千m³、2022(令和4)年度が6.0千m³と、被害が増加しており、喫緊の課題となっています。

●身近な自然(里山・公園・^{がいせん}崖線樹林)

里山は、丘陵地や平地の人により管理されてきた樹林を中心とした環境で、谷津やため池、草原なども含みます。様々な環境があることで多くの種類の生物が生存し、豊かな生物多様性を支える場所になっています。かつては、利用目的に応じて里山を管理することで環境が維持されてきましたが、近年の人口減少や少子高齢化、生活様式の変化などのため、管理が不十分となり、里山の生態系に変化が生じています。

一方で、里山を保全する動きもあり、長淵丘陵の南端は「都立羽村草花丘陵自然公園」に、加治丘陵は「霞丘陵風致地区」に指定され、保全が図られています。さらに、「青梅の森特別緑地保全地区」では、市と市民の共創による



保全への取組が進められています。

また、多摩川など河川によって形成された河岸段丘には、崖線樹林をみることができ、そこは湧水や動植物など自然環境の豊かな空間となっています。

このように身近な自然は、生物多様性、生活の憩いの場、防災、景観形成、観光資源などの多面性を持っていることから、引き続き、市民やボランティア団体などと連携して、保全と創造に向けた取組を進めていくことが必要です。

●農地

果樹園や水田、畑といった農村風景は私たちの心のふるさとであり、森林と同じように私たちの生活を守る大切な環境資源です。しかしながら、経済発展や人口増に伴い、本市では農地の宅地化や市街化が進み、現在は市の面積の5%程度となっています。また、農業従事者の減少、高齢化が進み、後継者不足も問題となっています。

また、農地は食糧生産の場だけでなく、水源のかん養、自然環境の保全、景観形成、文化の伝承等の多面的機能を有しています。

そのため、地産地消、環境保全型農業の推進、担い手の確保、農地の多面的な機能の活用などを進め、農地を保全し、みどり豊かな本市のまちづくりに寄与していくことが求められています。

●生物多様性

本市では、2018（平成30）年に「青梅市生物多様性地域戦略」を策定し、本市の生物多様性の保全と持続可能な利用を、総合的かつ計画的に進めています。その後、2023（令和5）年に国は生物多様性国家戦略を改定し、「2030年までにネイチャーポジティブ（自然再興）を実現する」を短期目標として、「生物多様性損失と気候危機の「2つの危機」への統合的対応」、「30by30目標の達成等の取組による健全な生態系の確保と、自然の恵みの維持回復」、「自然資本を守り活かす社会経済活動の推進」等を掲げています。

一方、都市化の進展による平地林や草地、農地の減少、樹林の管理不足、外来生物の侵入や増加、農薬などの化学物質、地球温暖化や気候変動など、生物多様性の保全に対し、様々な問題が指摘されており、本市においても速やかな対応が必要となっています。



基本方針1 みどり豊かな森林を守り、育て、活かす

【 環境目標 】

指標	現状値(年度または年)	目標値(2034年度)
森林面積	6,462ha(2022年)	6,462ha 維持
市全域のみどり率	79.6%(2023年)	79.6% 維持

ア 森林の管理と保全

市民一人ひとりが森林保全に対する関心を高めていくとともに、森林を適切に整備・管理します。また、森林保全におき、森林ボランティアや企業など様々な主体が協働して取組を推進します。

・具体的施策1 森林の保全

都や関係機関と連携し、人工林施業や里山の維持管理への支援を実施します。また、広葉樹の割合を増やし、針広混交林化を進め、水源かん養機能を高めるなど、みどりの質の向上を目指します。

青梅の森をはじめとする市が管理する森林の整備を継続し、森林の多面的な機能の維持に努めます。

市内の多数を占める民有林について、森林管理の必要性や管理不足によるリスクを所有者に啓発するとともに、各種制度(森林経営管理制度や森林環境譲与税など)を活用した森林の適切な管理手法について発信・周知します。

・具体的施策2 共創による森林整備の推進

市民や市民団体(森林ボランティア)、企業との協定等を活用し、森林保全活動の活性化に向けたネットワークの構築、効果的な運用に努めます。市民や事業者に関与に森林整備の重要性について啓発し、森林整備への参加を促します。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・森林保全について学び、森林管理ボランティアに参加します。 ・市や企業などが行う森林保全活動に参加します。 ・「緑の募金」等、みどりを守る運動に協力します。 ・ハイキングや里山散策に出向き、自然を楽しみます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・自然を楽しむためのガイドなどのボランティア活動を推進します。 ・市と協力し、ボランティアグループの輪を広げます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・「青梅市森林整備計画」にもとづき、適切な整備・管理を行います。 ・水源かん養、災害防止、保健文化、木材生産など森林の有する多面的機能を踏まえた整備を行い、自然環境・生活環境の保全を図るとともに災害の防止に努めます。 ・青梅の森の里山としての保全、活用と整備を継続します。 ・ウメやサクラの害虫であるクビアカツヤカミキリ(特定外来生物)等の被害に注意し、被害を発見した際は、程度に応じて伐採や駆除を行います。 ・ナラ枯れを確認した際は、被害の程度に応じて伐採や、ナラ枯れの原因菌を運ぶカシノナガキクイムシの駆除、付近の健全木への予防を行います。 ・自然条件や住民のニーズに応じた広葉樹林化・針広混交林化を進めます。 ・林業のDXについて研究し、林業の省力化・効率化、林業振興につなげます。 ・森林管理の必要性を啓発します。 ・市民ボランティアや企業等と連携した森林保全活動を実施し、啓発を行います。 ・森林保全リーダーを養成していきます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の置かれている現状や公益性について広報活動します。 ・市民と一緒に、ボランティア活動に積極的に参加します。 ・技術指導・道具の貸し出し等の協力を行います。 ・ボランティア団体やNPO団体への支援を行います。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・森林保全の大切さを知り、市の取組に協力します。 ・森林火災の防止に協力します。

イ 林業の振興

市内の管理が行き届かない森林を減らし、森林の多面的な機能の維持にかかる適正な整備を促進するため、国や都と連携して、積極的に林業を支援します。

また、整備面だけでなく、地域の木材資源を積極的に利用することにより、林業の経営の安定化についても支援します。

・具体的施策3 林業経営の強化支援

国や都、各種関係機関等と連携し、林業生産の基盤整備や充実化を図り、林業経営強化を支援します。また、多摩産材の需要拡大、林業従事者の確保・育成に努めます。

森林整備による二酸化炭素吸収量をクレジットとして販売する、J-クレジット制度の活用を検討します。

ウ 花粉症対策の推進

スギ・ヒノキの花粉症の患者数は年々増加していることから、花粉の発生源対策を進めます。対策に当たっては、市内の森林の適正な管理に努めていくほか、植林時には、花粉の少ない品種の導入を推進します。

・具体的施策4 花粉の少ないスギ等への植え替え

都や関係機関と連携して、既存のスギから花粉の少ないスギへ植え替える主伐事業を推進します。

【 取組事例 】

市民	・多摩産材を使用した製品購入等を検討します。
市民団体	・林業の担い手育成事業に協力します。
市	・林業従事者の人材の育成と確保に向けた担い手育成事業を推進します。 ・東京都の「多摩の森林再生事業」を推奨します。 ・市の施設で多摩産材を利用します。 ・多摩産材の利用を呼びかけます。 ・間伐材等のバイオマス利用を検討します。 ・J-クレジット制度の活用を検討します。
事業者	・林業の人財育成に努めます。 ・多摩産材を建設等に使用します。 ・多摩産材を使う製品開発を進めます。 ・間伐材等のバイオマス利用を検討します。
滞在者	・多摩産材を使用した製品を購入します。

【 取組事例 】

市民団体	・花粉の少ない森づくり運動に協力します。
市	・スギの人工造林においては、花粉の少ない品種を選定します。 ・東京都の農林水産振興財団が進める「企業の森」事業を推奨します。
事業者	・スギの人工造林においては、花粉の少ない品種を使用します。 ・「企業の森」事業に参加し、花粉の少ない森づくり運動に協力します。

基本方針2 身近な自然を守り、育てる

【 環境目標 】

指標	現状値(年度または年)	目標値(2034年度)
市街化区域のみどり率	29.7%(2023年)	29.7% 維持

ア 身近な自然の保全・育成

平地林や公園などの身近な自然は、私たちの生活にうおいとやすらぎを与えてくれます。こうした自然を積極的に保全し、人と自然が共生できる環境を創造します。

・具体的施策5 身近な自然の保全

開発の影響を受けやすい平地林、崖線樹林、屋敷林、巨樹・巨木等の身近な自然を守り、本市らしい身近な自然や景観を育みます。

・具体的施策6 身近な緑化の推進

公園、街路樹、生垣等の市街地のなかにあるみどりを保全するとともに、みどりのカーテン等の新たなみどりの創出に努めます。

・具体的施策7 みどりのネットワークづくり

市内の山地や丘陵地にある樹林、多摩川沿いの河畔林、崖線緑地、まとまったみどりを持つ公園や平地林などを保全するとともに、これらを互いにつなぐみどりを整備・維持し、本市のみどりのネットワーク(エコロジカル・ネットワーク)づくりを進めます。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の保全活動に積極的に参加します。 ・私有地内の屋敷林や地域のシンボルとなっている木等の保全に協力します。 ・生垣やみどりのカーテン設置など宅地の緑化を行います。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市民によるモニタリング・維持管理に中心的役割を果たします。 ・地域の緑化や緑地の保全・管理を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都の「多摩川由来の崖線の緑の保全に向けてのガイドライン」や「丘陵地の緑を保全する取組方針」にもとづく保全施策の検討を行います。 ・市街地に隣接した丘陵地では、里山の維持管理を促し、森林の再生を図るとともに、里山空間を散策や環境教育などの場に活かします。 ・社寺林や屋敷林、地域のシンボルとなっている木等の保全方を検討していきます。 ・公園、緑地等のみどりを更新する際には、郷土種に配慮した樹木・草花の種類を選定します。 ・公園・緑地等の整備に当たっては、計画段階から市民と共創で取り組みます。 ・保全区域・保存樹木等の指定によりみどりの保全を進めます。 ・既存の街路樹や植樹帯の適切な維持管理により、みどりのネットワークづくりを推進します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・身近な自然を保全するよう配慮し、事業を行います。 ・大規模開発を行う場合には、計画段階から市と市民に説明し、話し合う公開の場を設けます。また、周囲の景観や環境との調和を考慮した計画とします。 ・みどりのカーテン事業や緩衝緑地の整備を積極的に行います。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・社寺林や屋敷林、地域のシンボルとなっている木等の大切さを知り、保全に協力します。

イ 自然に親しむ場所の創造

市民が自然とふれあい、親しむことのできる空間を創造します。特に、未来の担い手となる子どもたちが、自然の中で遊び、学ぶことで、その豊かさや大切さを実感できる場所と機会を市民団体、事業者、市などにより共創します。

・具体的施策8 自然に親しむ場所と機会の創出

自然と親しめる憩いの空間や、自然とのふれあいによる環境教育の場と機会をつくれます。



【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自然に親しむ場所に出かけ、青梅のみどりを体験します。 ・親子で自然と親しみ、自然から学びます。 ・環境についての案内板、解説版を参考に、市の自然について考えます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・自然に親しむ場所の計画・管理を市や事業者と協働して行います。 ・樹木にネームプレートをつける等の取組を、市や市民と協働して行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・里山の自然環境に配慮した広場・遊歩道・ハイキングコースの整備や、案内板、解説板の設置を市民団体や事業者と共創します。 ・市内全域を対象とし、位置情報を利用した環境情報や環境学習のスマートフォンアプリの活用を検討します。 ・森の木や街路樹にネームプレートをつけるなど、市民が自然環境に興味を持ち親しめるような取組を継続します。 ・個人の庭を公開するオープンガーデンの支援を継続します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・自然に親しむ場所の計画・管理を市や市民団体と協働して行います。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・自然に親しむ場所に出かけ、青梅のみどりを体験します。

基本方針3 恵み豊かな農地を活かす

【 環境目標 】

指標	現状値(年度または年)	目標値(2034年度)
経営耕地面積	101ha(2022年)	101ha 維持
農地バンク等の利用状況	21件(2023年)	21件 以上

ア 農地の保全

本市の農地は、都市化の影響や農業従事者の高齢化、担い手不足等により減少が続いています。農地は食糧生産としての機能だけでなく、災害防止、地下水のかん養、生物多様性の保全、景観の保全、自然とのふれあいの場など、様々な役割を担っています。こうした農地の多面的な機能や恩恵を享受できるように、様々な支援や取組を推進し、農地を保全します。

・具体的施策9 農地の利活用の促進

農地バンクや援農ボランティアにより、農地の集約化、維持、遊休農地の発生防止・解消、担い手の確保を図り、農地の保全に繋がります。

イ 人と環境にやさしい農業の推進

農業の自然循環機能の維持増進を図り、地域に調和した持続可能な農業を推進するため、化学肥料や農薬の使用等に配慮した、人と環境にやさしい環境保全型農業への転換を進めます。

また、食品が健康に及ぼす影響に対する消費者の関心は強く、こうしたニーズに対応するためにも、生産者と消費者が互いに理解し合い、環境保全型農業を推進できるよう支援します。

・具体的施策10 環境保全型農業の推進

土づくり等を通じた農薬や化学肥料の使用の低減による環境負荷の軽減を目指した農業を推進します。

【農地バンクとは】

農地バンク(農地中間管理機構)とは、農地を貸したい人と借りたい人を仲介し、農地の貸借と有効利用を促進する組織で、農地の遊休農地化の防止や、新規就農者への支援等を目的としています。

【取組事例】

市民	・援農ボランティアに参加します。
市民団体	・援農ボランティアに協力します。
市	・市民が土や農業に親しめる市民農園を継続します。 ・農地バンクの普及・啓発を図ります。 ・援農ボランティアの育成に継続して取り組みます。 ・交流型農業・観光農業の推進に取り組みます。
事業者	・援農ボランティアなどの市民、滞在者との相互理解を深めます。
滞在者	・援農ボランティアに参加します。

【取組事例】

市民	・有機農法や減農薬・減化学肥料など、環境保全型農業によってつくられた農作物を、率先して購入します。
市民団体	・環境保全型農業により作られた農作物の利用を促します。
市	・環境保全型農業を推奨します。 ・事業者や農業団体、都や国と協力し、環境保全型農業の推進に取り組みます。 ・農林水産省の環境保全型農業直接支払交付金について周知します。
事業者	・営農時に市や他の機関と協力し、環境保全型農業を推進します。 ・農産物の販売時に循環型農法・有機農法の表示を行います。
滞在者	・有機農法や減農薬・減化学肥料など、環境保全型農業によってつくられた農作物を、率先して購入します。

ウ 農業の振興

経営環境の悪化や後継者不足といった問題で、地域の農業は大変厳しい状況にあります。これらの問題に地域全体で取り組み、地域で生産した農産物を地域で消費する「地産地消」を基本に、農業の振興を図ります。

・具体的施策11 農業支援

認定農業者などの意欲ある農業経営者や新規就農者などへの支援を図ります。市民の援農ボランティアなどの推進を図り、農業に対する理解の場を確保します。

・具体的施策12 地産地消の推進

農家の直売機会の充実や地場産農産物を活用した加工品の開発支援等を図ることにより、特産物の育成や地産地消を推進し、地域農業の振興および生産者と消費者の交流を図ります。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none">・農業を体験し、農業の大切さを学習します。・地元産の農産物を率先して購入します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none">・イベント等を開催し、消費者と生産者のお互いの理解を深める支援をします。
市	<ul style="list-style-type: none">・農業の後継者育成、新規就農者の支援等を行います。・事業者等と協力し特産物の開発に取り組みます。・地元産の農産物の販売促進、学校給食への使用を行います。・農業のDXについて研究し、農業の省力化・効率化、農業振興につなげます。・農家の直売機会を拡大し、生産者と消費者の結びつきを強めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・市や農業団体等と協力し、特産物の開発や技術開発に取り組みます。・農産物の販売時に地元産の表示を行います。・小売店による農家からの直接買い付けなど、地産地消の取組を検討します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none">・農業を体験し、農業の大切さを学習します。・農産物の直売を通して生産者への理解を深めます。



基本方針4 生物多様性を保全する

【 環境目標 】

指標	現状値(年度または年)			目標値(2034年度)
「生物多様性」という言葉とその意味を理解している市民の割合	約30%(2015年)			50%以上※1
市内の保全地域の面積 (OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)を含む)	自然公園 2,385.0ha 青梅の森特別緑地保全地区 91.7ha 千ヶ瀬特別緑地保全地区 1.0ha	勝沼城跡歴史環境保全地域 12.1ha 青梅上成木森林環境保全地域 22.8ha 立川崖線緑地保全地域 0.9ha	霞丘陵風致地区 383.1ha 鳥獣保護区 1,011.8ha※2 合計 3,908.4ha(2024年度)	3,908.4ha以上

※1:目標値は青梅市生物多様性地域戦略と同様としました。 ※2:鳥獣保護区の面積は自然公園や緑地保全地区等との重複を除く面積で、GISソフトを用いて計算しました。

ア 生物多様性の保全と持続可能性の確保

本市は、2018(平成30)年に「青梅市生物多様性地域戦略」を策定し、生物多様性の保全を進めています。

・具体的施策13 青梅市生物多様性地域戦略の推進と改定

「青梅市生物多様性地域戦略」を推進し、生物多様性の保全と持続可能性の確保に向けた取組を進めます。また、2023(令和5)年に「生物多様性国家戦略2023-2030」や「東京都生物多様性地域戦略」が策定されていることから、これを踏まえた改定を検討します。

・具体的施策14 地域の生態系の把握、保全と適正な利用

生物多様性の保全に向け、生態系の現状を把握し、生態系ごとに現状に沿った生物多様性の保全を進めます。

また、生物多様性への人為的影響が最小限となるよう努め、生態系サービスを受け続けられる環境を確保します。

・具体的施策15 ネイチャーポジティブに向けた活動

ネイチャーポジティブ(生物多様性を損失から回復へと反転させる)の実現に向けた行動目標である30by30目標の達成に貢献します。本市の保全地区は、現時点で市内の37.8%を占めており、その維持・向上に努めます。

※30by30目標:2030(令和12)年までに面積の30%以上を保全地域(自然公園等の公的保護地域、および保護地域以外の生物多様性に資する地域)とする国の目標

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性を学び、生物多様性の保全と向上に協力します。 ・他の地域の生物を持ち込まないように注意します。 ・野生動物には餌を与えません。 ・希少な動植物等を生息・生育地から持ち出しません。 ・地域の自然環境調査・生物調査に協力します。 ・除草剤をなるべく使用しません。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市や事業者と協力し、自然環境調査・生物調査を行います。 ・野生生物の保護に協力します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・「青梅市生物多様性地域戦略」を推進します。 ・希少種や外来生物等の情報を整理し、必要に応じて調査・対策に取り組みます。 ・鳥獣被害の実態を把握し、対策に取り組みます。 ・定期的な動植物のモニタリングを検討します。 ・生物多様性やネイチャーポジティブについて普及・啓発を行います。 ・「自然共生サイト」への登録を啓発します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・生物多様性に配慮した開発や事業を行います。 ・外来生物の取引のルールを守ります。 ・所有している土地や屋上の緑化を進め、「自然共生サイト」に登録します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・他の地域の生物を持ち込まないように注意します。 ・野生動物に餌を与えません。 ・希少な動植物等を生息・生育地から持ち出しません。

(2) 水

水の望ましい環境像

流域市民を結ぶ、水の生まれるまち



【 現状と課題 】

●水資源

本市は東京都の水源地の一部であることから、森林の管理と保全を進め、森林の保水力の維持・増進により、安定的な水資源の維持が求められています。また、水資源は市区町村域を越えて利用されることから、流域全体で東京都の水源地を守ることが必要です。

●水質

市内を流れる主要な河川の水質調査では、全ての項目で環境基準を達成しています。

●水辺空間

本市には良好な水辺環境が保たれており、本市では「おうめ水辺の楽校運営協議会」構成団体と協力し、市内の河川で、水辺に親しむ事業を行っています。

今後も、自然体験学習など親水事業の実施により、未来の青梅市の環境を担うこともたちが水辺環境と親しむ機会づくりに取り組むとともに、美しい清流景観の維持・向上のための清掃活動や、関係機関と連携して河川環境整備などを進める必要があります。



基本方針1 豊かな水源を保全する

【 環境目標 】

指標	現状値(2022年度)	目標値(2034年度)
市内の水道水の年間使用量	200 m ³ /戸	190 m ³ /戸 以下

※目標値は、2022年度値から5%の節水としました。

現状値の出典は「青梅市の統計」(青梅市)より

ア 水源の保全

本市は東京都の水源域であるため、多摩川水系の源流域の森林・樹林を保全し、保水機能や自然浄化機能などの、水源かん養能力を高めることによって、適正な河川水量の確保と水質の維持・改善を進めます。

また、多様な生物の生息・生育場所となっている水田跡やその周辺の水路等の湿地、災害時の水供給源にもなる湧水など、身近にある貴重な水源を保全します。

・具体的施策1 広葉樹林化による水源かん養

一般に広葉樹(落葉樹・照葉樹)は保水能、浸透能の高い土壌孔隙を増加させ、また広葉樹の落葉は分解が早く浸透能の高い堆積有機物を形成することができると言われています。間伐などによる森林再生を行い、下層植生を豊かにすることで、針広混交林化を進め、水源かん養機能の維持に努めます。

・具体的施策2 水資源の保全

身近にある貴重な水源や水資源(湧水、沢水、地下水など)を積極的に保全します。また、水源保全のための実態把握や普及啓発に向けて地下水に関する調査等を行います。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・広葉樹林の機能を理解し、森林ボランティアに協力します。 ・井戸や湧水などの調査に協力します。 ・災害時に利用できるように、井戸などを保全します。 ・水源が守られるよう、市民の声を行政に届けます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・森林ボランティアに協力します。 ・市と協力し、水源域のパンフレット等を作成し、水源の保全を啓発します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・混交林化に取り組みます。 ・森林ボランティア活動を支援します。 ・各地域の水資源を調査します。 ・地下水の状況を継続して把握するため、井戸による地下水位の定点観測を検討します。 ・水源域のパンフレット等を作成し、水源の保全を啓発します。 ・環境を優先した施策を行い、水源域の保全に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市と協力して混交林化に努めます。 ・水資源に配慮した事業を行います。 ・水源域を守ります。 ・地下水の調査に協力します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水などを汚したり荒らしたりしません。

イ 水資源の有効活用

貴重で限りある水資源を有効活用するために、雨水を利用することで緊急時の代替水源や平常時の節水を推進し、地下水のかん養と適正な河川水量の確保に努めます。

・具体的施策3 節水の推進

市民や事業者などと連携した普及啓発により、日常生活の中で気軽に実施できる節水を推進します。

・具体的施策4 雨水の活用

緊急時の代替水源などの雨水の有効活用に努めます。

・具体的施策5 地下水のかん養と適正な河川水量の確保

市街地などにおいては雨水を地面に浸透させる設備（透水性舗装、雨水浸透ます等）の設置を推進し、地下水のかん養能力向上と表流水の流出抑制を図り、強雨時の浸水被害や河川氾濫を抑制し、適正な河川水量を確保します。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none">・家庭での水の使用量を把握し、節水を心がけます。・雨水小型貯留槽を用いて、日常生活に雨水の利用を取り入れます。・雨水浸透ます、浸透トレンチ等の雨水浸透設備を設置します。
市	<ul style="list-style-type: none">・節水の取組への参加を呼びかけます。・学校、公共施設において、雨水の利用を進めます。・特定地域において、雨水を有効利用するための雨水小型貯留槽の設置に補助を行います。・道路の透水性舗装、雨水浸透ます等の普及を促進します。・特定地域における雨水浸透設備の設置に補助を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none">・節水目標を立て、節水に努めます。・雨水小型貯留槽等を用いて雨水の積極利用に取り組みます。・事業所内において透水性舗装、雨水浸透ます、浸透トレンチ等の設置を推進します。

基本方針2 きれいな水・豊かな水量を守る

【 環境目標 】

指標	現状値(年度または年)		目標値(2034年度)
河川の水質測定値 (pH、DO、BOD、SS、大腸菌数)	多摩川(御岳橋)	pH:7.0(2022年度)	6.5~8.5(環境基準)
		DO:10.7 mg/L(2022年度)	7.5 mg/L以上(環境基準)
		BOD:0.7 mg/L(2022年度)	1.0 mg/L以下(環境基準)
		SS:1 mg/L(2022年度)	25 mg/L以下(環境基準)
		大腸菌数:5 CFU/100mL(2022年度)	20 CFU/100mL以下(環境基準)
	多摩川(多摩川橋) 成木川(北小曾木川合流後、黒沢川合流前) 黒沢川(峯向橋) 霞川(城前橋)	pH:7.3~8.0(2022年度)	6.5~8.5(環境基準)
		DO:10.1~10.8 mg/L(2022年度)	7.5 mg/L以上(環境基準)
		BOD:0.8~1.1 mg/L(2022年度)	2.0 mg/L以下(環境基準)
		SS:1 mg/L(2022年度)	25 mg/L以下(環境基準)
		大腸菌数:15~98 CFU/100mL(2022年度)	300 CFU/100mL以下(環境基準)
市内污水处理人口水洗化率(浄化槽含む水洗化人口/市内全人口)	98.8%(2023年度) ^{※1}		99.5%以上

※1 「令和5年度青梅市下水道事業決算書」(令和6年9月、青梅市)より

ア 河川の水質保全

美しい水辺と豊かな水資源を未来に引き継いでいくためには、河川の水質を保全していく必要があります。市民、事業者、市が一体となり、引き続き水質改善に向けた取組を推進します。

・具体的施策6 河川の水質保全

本市の代表的な河川である多摩川、成木川、黒沢川、霞川等の水質測定を継続し、数値の急激な悪化が確認された場合はその原因を追究するなど、水質汚濁の防止に努めます。また、河川における自然体験や市民参加による水質調査により、河川の水質保全に努めます。

【 取組事例 】

市民	・レジャーや行事で、水辺を汚しません。
市民団体	・河川の水質調査に協力します。
市	・定期的な河川の水質調査を行います。 ・水質に急激な悪化が確認された場合は、その原因を追究します。 ・市民参加による河川水質調査を行ない、水質の把握と、水環境の保全について啓発します。 ・事業所などに対し、排水に関する指導や啓発を行います。
事業者	・河川の水質汚濁防止に配慮した事業を行います。
滞在者	・レジャーや行事で、水辺を汚しません。

イ 生活排水・事業所排水処理対策の推進

本市で排出される汚水は、昭島市にある東京都流域下水道多摩川上流水再生センターに送られ、本市を含む6市2町の汚水を共同で処理し、多摩川に放流しています。市内の汚水処理人口水洗化率は、2023（令和5）年度に98.8%で、2029（令和11）年度までに99.5%に向けて整備を続けています。

下水道や浄化槽の普及を進め、生活排水や事業所排水による河川の汚濁の防止を進めます。

・具体的施策7 下水道（汚水）の整備と環境負荷の低減

下水道（汚水）や浄化槽の整備を、引き続き進めることで、水洗化率の向上を図ります。

・具体的施策8 農薬や化学物質などによる河川の汚濁の防止

農薬、化学肥料、除草剤、その他化学物質の使用や漏出による河川の汚濁を防止します。

ウ 地下水および土壌の汚染の防止

地下水は、現在主に工業用水などに利用されていますが、最終的に河川を経て、海へと流れ出るため、汚染の防止は、河川や海の環境保全にもつながります。また、地下水は、災害時の予備水源としても重要な役割を果たします。これらのことから、土壌汚染対策を推進し、地下水汚染を未然に防ぐことが必要です。

・具体的施策9 土壌汚染対策の推進

不法投棄の防止や土壌汚染対策の啓発等を行い、地下水汚染を未然に防ぎます。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> 合成洗剤の利用を減らす、油や米のとぎ汁を流しに捨てないなどの工夫を行い、下水処理場への負荷を低減します。 下水処理場への見学会に参加し、下水道の知識を高めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 市と協働で下水道の仕組みを学べる取組を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> 下水道や浄化槽の整備事業を推進します。 下水道整備の促進、各種排水処理に関し、関連自治体と情報交換や交流を進めます。 水質調査を定期的に行い、水質汚濁を確認した際は、対策と指導を行います。 市民団体と協働で下水道の仕組みを学べる取組を行います。 下水処理場への負荷の低減を啓発します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 農薬・化学物質は、適正に使用し、処理します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> 化学物質等の使用や漏出による河川汚濁を防止します。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄を発見したときは、速やかに市に連絡します。 庭など野外での農薬等の使用は必要最小限にします。
市	<ul style="list-style-type: none"> 不法投棄のパトロールを行います。 不法投棄の連絡を受けたときは、速やかに対応します。 土壌汚染対策の重要性について、啓発を行います。 地下水調査を行います。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 工場やガソリンスタンドなどを廃止するときには、土壌調査を行い、土壌が汚染されていないことを確認します。 化学薬品などの地表への漏出を防止します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> 滞在中に発生したごみは、適切に処理します。

基本方針3 地域に根付いた水辺空間を再生する

【 環境目標 】

指標	現状値 (2013年度～2022年度の平均)	目標値※(2034年度)
水生生物調査での確認種数(計画期間の平均値)(付着藻類)	市民球技場:30.2種 和田橋 :30.9種 楓橋 :32.5種	市民球技場:30種以上 和田橋 :31種以上 楓橋 :33種以上
水生生物調査での確認種数(計画期間の平均値)(底生動物)	市民球技場:35.8種	市民球技場:36種以上

※目標値の現状維持は過去10年間の平均値としました。

ア 清流の維持と水生生物の保全

私たちの生活にとって、清流と豊かな水辺は、資源としてだけでなく、やすらぎや安心感など、ところに潤いを与えてくれます。また、河川やその周辺を含めた水辺空間は、生物の生息・生育地として重要であるとともに、生物の営みにより維持されている側面もあります。しかしながら、一部でごみの不法投棄が報告されており、水辺空間および生物多様性の保全のためにも対策が必要となっています。

・具体的施策10 ごみの不法投棄防止対策の推進

河川など、水辺空間へのごみの不法投棄を防止します。

・具体的施策11 水生生物等の調査・保全

市内の複数河川で水中・水辺に生息する水生生物について調査し、水辺の生態系や希少種の保護、河川の生物多様性の保全を推進します。

・具体的施策12 水辺空間の生態系の保全

外来生物の侵入により、水辺空間の生態系のバランスが崩されないように、保全対策を講じます。また、生物の河川における上下流の移動を確保するための取組を推進します。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間のイベントや清掃活動等に参加します。 ・水辺空間の生態系、生物多様性を守ります。 ・水辺空間の生物調査に協力します。 ・ブルーギル、ブラックバス等の外来生物を放流しません。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間の不法投棄を防止するため、地域・市民団体の定期的なパトロールを実施します。 ・水辺空間の生態系や動植物の調査・保護・育成を行います。 ・河川整備について地元目線での提案を行います。 ・外来生物による水辺空間への影響について啓発します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・河川への不法投棄物に対しては、すみやかな対応を行います。 ・市の施設に青梅の水生生物を展示し、保護・育成への取組を訴えます。 ・多摩川や成木川等、市内複数河川における水生生物や河川の生態系について調査し、生物多様性の保全を推進します。 ・外来生物による水辺空間への影響について啓発します。 ・魚道などの河川整備について、国や都と連携して取り組みます。
事業者 滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺空間を汚さないよう、廃棄物等の適正処理を徹底します。 ・河川にごみを捨てません。 ・ブルーギル、ブラックバス等の外来生物を放流しません。

イ 自然と親しめる水辺の再生と創出

本市の良好な水辺空間を市民の自然体験学習や活動の場とし、私たちの生活にとってより身近で親しみあるものとするために、市民団体や関係機関と連携を図りながら、市民の憩いの場として活用できる水辺空間の整備を図ります。

また、市民団体等と連携しながら、水辺を活用した体験学習機会の充実を図っていきます。

・具体的施策13 市民の憩いの場としての水辺空間の整備

「おうめ水辺の楽校運営協議会」構成団体と協働し水辺空間の積極的な活用を推進するとともに、関係機関と連携し、市民の憩いの場となる水辺空間の整備を続けます。

・具体的施策14 親水事業の充実

多摩川や霞川などの河川の保全を進める市民団体等と連携し、親水事業の充実を図るとともに、ボランティア団体等の活動を支援します。

【 取組事例 】

市民	・河川、土手などの清掃ボランティアに参加し、こどもが河川で自然とのふれあいを楽しめるようにします。
市民団体	・上下流の流域市民や市民団体との交流を深め、広域的なネットワークを目指します。 ・大人やこどもが動植物と水辺で親しむための催しを開催します。 ・水辺の調査結果や改善策を市に提案し、実現に向け努力します。 ・良好な水辺環境とのふれあいの場の確保、水辺や河川の生態系の保全、美しい清流景観の維持・向上に資する親水施設の整備に協力します。
市	・河川環境の改善について、国や都と連携して取り組みます。 ・河川で遊ぶことができる場所について、市民やこどもたちの声が反映されるよう、関係機関に働きかけます。 ・河川のコンクリート製構造物等を見直し、調和のとれた河川環境を目指します。 ・こどもが水辺等で親しめる施設、遊歩道の整備等について検討します。 ・河川の保全を進める市民団体等の活動を支援します。
事業者	・水辺や河川の生態系の保全、美しい清流景観の維持・向上に協力します。
滞在者	・水辺や河川の生態系の保全、美しい清流景観の維持・向上に協力します。

(3) 大気

大気の望ましい環境像

澄んだ空気と思いやりのあるまち



【現状と課題】

●大気環境の現状

本市では、二酸化窒素 (NO₂)、浮遊粒子状物質 (SPM)、二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO)、微小粒子状物質 (PM_{2.5})、ダイオキシン類、大気中アスベストについては環境基準を満たしていますが、光化学オキシダントについては満たしていません。そのため、光化学オキシダントの原因となる揮発性有機化合物 (VOC) や窒素酸化物 (NO_x)、その他の化学物質の排出を防止していく必要があります。

また、野焼きに関する苦情が多く寄せられている状況にあるため、野焼き、自家焼却の抑止が必要です。

さらに、酸性雨や微小粒子状物質など地球規模で起こっている環境問題についても、取組が必要になっています。

●生活に伴う負荷

快適な生活環境を維持するためには、行政だけではなく、市民、事業者、滞在者、それぞれの取組が不可欠です。

本市では、「青梅市環境基本条例」や東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 (環境確保条例)」などにもとづき、環境調査による状況の把握および監視・指導による公害の未然防止に取り組んでおり、引き続き、適切な指導が必要です。

●自動車による環境影響

自動車排出ガスに含まれる二酸化窒素 (NO₂) については、市が主要交差点等12か所において夏季・冬季の年2回調査を行っています。2023 (令和5) 年度はいずれの地点も環境基準を満たしています。

また、市内の主要道路9地点において、道路交通騒音・振動レベルの測定を実施しており、2023 (令和5) 年度はいずれの地点も環境基準・要請限度を満たしています。

快適な生活環境維持および向上のため、主要道路等における調査を継続します。あわせて、自動車から徒歩や自転車、公共交通への転換、自動車の適正利用に向けた啓発等を引き続き行っていく必要があります。

基本方針1 生活や事業活動に伴う負荷を低減する

【 環境目標 】

項目	指標	現状値(2022年度)	目標値(2034年度)	環境基準
二酸化窒素(NO ₂) (市役所屋上)	日平均値の98%値 ^{※1} (ppm)	0.012 ppm	0.06 ppm 以下	1時間値の1日平均値が0.04 ppm から0.06 ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。
浮遊粒子状物質(SPM) (市役所屋上)	日平均値の2%除外値 ^{※2} (mg/m ³)	0.026 mg/m ³	0.10mg/m ³ 以下	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント(Ox) (市役所屋上)	1時間値が0.06ppmを超えた日数(日)	76日	76日以下	1時間値が0.06ppm 以下であること。
二酸化硫黄(SO ₂) (市役所屋上)	日平均値の2%除外値 ^{※2} (ppm)	0.001 ppm	0.04 ppm 以下	1時間値の1日平均値が0.04 ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素(CO) (市役所屋上)	日平均値の2%除外値 ^{※2} (ppm)	0.4 ppm	10ppm 以下	1時間値の1日平均値が10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm 以下であること。
微小粒子状物質(PM2.5) (市役所屋上)	日平均値の年平均値 (μg/m ³)	9.9 μg/m ³	15 μg/m ³ 以下	1年平均値が15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 μg/m ³ 以下であること。
大気中ダイオキシン類濃度 (市内4ヶ所) (夏季・冬季の年2回調査)	ダイオキシン類濃度 (pg-TEQ/m ³)	0.0075~0.0120 pg-TEQ/m ³	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。

※1:1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方から数えて98%目に該当する日平均値。

※2:1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、高い方(最高値)から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値。

ア ごみ処理による大気汚染の防止

本市で発生した燃やすごみは、羽村市にある西多摩衛生組合環境センターにて、適切に焼却を行っています。野焼きや自家焼却では煙や有害物質が直接大気中へ放出されます。野焼き等を規制し、大気汚染物質の発生を抑制します。また、ごみ処理施設への負担を減らすため、ごみの削減を進めます。

・具体的施策15 ごみ排出量の削減

ごみ排出量そのものを削減することにより、ごみ処理施設への負担を減らします。

・具体的施策16 野焼き等の防止(ダイオキシン類による汚染の防止)

野焼きやごみの自家焼却は、煙害の原因となるばかりでなく、ダイオキシン類を発生させます。ごみの自家焼却や野焼き等の抑止に取り組むとともに、ダイオキシン類のモニタリングを継続します。

イ 事業活動による大気汚染の防止・負荷軽減

事業活動(工場の稼働や車による移動)により発生する有害化学物質の抑制や、設備等の適切な管理・運用を推進し、事業活動による大気汚染の防止・負荷軽減を図ります。

・具体的施策17 有害物質排出量の抑制

大気への負荷を軽減するため、事業活動により排出される有害物質の排出量を抑制します。

・具体的施策18 酸性雨対策の推進

酸性雨は、大気中の窒素酸化物(NOx)や二酸化硫黄(SO₂)等が原因となります。これらの物質の発生を抑制し、酸性雨による被害を防止します。

・具体的施策19 アスベスト対策の推進

大気中のアスベスト(石綿)は、健康に影響を与えるため、現在アスベストの使用は禁止されています。しかし、かつては建材に広く使用されていたことから、禁止前の建材を使用した建物の工事を行う際はアスベストの飛散が懸念されます。アスベスト飛散防止のため、建物の解体の際は適切な指導を行い、アスベストの飛散を防止します。

【 取組事例 】

市民	・ごみの排出量削減に努めます。 ・野焼き、自家焼却を行いません。
市民団体	・野焼き、自家焼却の抑止に取り組みます。 ・環境調査や監視活動を行います。 ・市民活動と市の施策実施の支援と広報を行います。
市	・ごみ等の自家焼却に関する規制を徹底します。 ・剪定枝等は資源化を推進し、自家焼却の防止に取り組みます。 ・ダイオキシン類等の有害化学物質について、継続的にモニタリングを行います。
事業者	・廃棄物は法令に従って排出し、自家焼却抑止と燃やさない工夫を行います。
滞在者	・訪れた地でのごみ焼却の規制に協力し、滞在中に発生したごみは、適切に処理します。

【 取組事例 】

市民	・有害物質の排出に注意を払い、市と連携し抑制を働きかけます。 ・酸性雨被害の情報を提供します。
市民団体	・市民や市と協力して、有害物質排出抑制への働きかけをします。
市	・事業所などの大気汚染物質の使用等について、状況の把握と事業者への指導を行います。 ・酸性雨の現状把握のため調査を継続します。 ・アスベストが使用された建築物等を解体する際には、適切に対応するよう指導を行います。 ・大気中のアスベスト繊維数濃度の調査を継続します。
事業者	・施設を整備・改善し、有害物質排出の抑制に努めるとともに、大気汚染防止設備の定期的な点検整備を実施します。

ウ 騒音・振動、悪臭、化学物質等の対策推進

騒音・振動、悪臭の発生を抑制し、生活環境保全を推進します。また、日用品および工業製品、建築資材における化学物質が健康に及ぼす影響を認識し、対策を推進します。

・具体的施策20 生活騒音対策の推進

日常生活の中で発生する騒音について啓発等を行い、未然防止に努めます。

・具体的施策21 建設・解体工事等の騒音・振動・粉じんの防止

建設・解体工事等においては、事業者到低騒音・低振動タイプの機械の使用を推奨し、市が発注する工事の場合は義務付けます。また、粉じんの発生防止対策についても、対策の実施を推奨し、市が発注する工事の場合は対策を義務付けます。

・具体的施策22 光化学オキシダント対策の推進

光化学スモッグが発生すると目やのどの痛みなどの健康被害を発生させます。そのため光化学オキシダントの前駆物質である、窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）の削減が進められています。しかしながら、光化学オキシダントの環境基準達成率は全国で0.2%（一般局）にとどまっており、本市でも環境基準の達成には至っていません。光化学オキシダントの削減には、広域での取組が必要であることから、引き続き窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）の削減を進めます。

・具体的施策23 悪臭の防止

健康に影響を及ぼしたり不快な思いをさせる悪臭の確認時は、発生源を特定し、防止対策を推進します。

・具体的施策24 有害化学物質の使用制限

健康に影響を及ぼすような化学物質を発生させない、対策済みの材料や建材の使用を推奨します。公共施設では対策済みの材料や建材の使用を義務付けます。

・具体的施策25 低周波公害等の対策推進

低周波騒音・振動対策を行います。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・楽器や音響拡声装置等の使用時には、近隣へ配慮します。 ・粉じんによる被害状況を把握し、市と連携して粉じん防止の情報発信を行います。 ・悪臭の発生源および被害状況の情報提供を行います。 ・ペットやごみ等家庭生活に関わる悪臭に注意を払います。 ・シックハウス等の症状および原因を良く理解し、改善のために対処します。 ・ごみは市のごみ処理ルールに従って出し、自家焼却はしません。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動における拡声装置等の使用に注意します。 ・粉じん防止対策について、住民や市と協力して情報発信を行います。 ・悪臭の発生源を調査するなど、地域内に情報を発信します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動・粉じん等について、被害状況を発生原因者に知らせ、具体的な改善策を指導します。 ・低騒音・低振動の建設機械を使用するよう指導します。 ・市民や事業者へ、シックハウス・シックスクール等の影響について周知します。 ・公共施設においては、シックハウス対策資材を使用します。 ・悪臭防止対策を行います。 ・悪臭が発生した際は、関係機関と連携し迅速な原因究明と防止対策を行います。 ・窒素酸化物（NOx）や揮発性有機化合物（VOC）の削減を啓発します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音・振動、低周波騒音・振動、粉じん、悪臭等が発生しないように事業を行います。 ・シックハウス等の問題が発生しないよう、対策済みの材料や建材を選択します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・行楽の際に騒音等を発生させて、近隣の迷惑にならないよう注意します。

基本方針2 自動車による負荷を低減する

【 環境目標 】

項目	指標	現状値(2022年度※1)	目標値(2034年度)	環境基準等※2
二酸化窒素(NO ₂) (主要交差点)	日平均値の98%値(ppm)	0.006~0.020 ppm	0.06 ppm 以下	1時間値の1日平均値が0.04 ppm から0.06 ppm までのゾーン内またはそれ以下であること。(環境基準)
騒音(主要道路)	昼間および夜間の測定値 (dB)	昼間 57~69 dB 夜間 56~65 dB	昼間 70dB 以下 夜間 65dB 以下	昼間 70dB、夜間 65dB (環境基準) 昼間 75dB、夜間 70dB (要請限度)
振動(主要道路)	昼間および夜間の測定値 (dB)	昼間 23~44 dB 夜間 18~43 dB	昼間 65dB 以下 夜間 60dB 以下	昼間 65~70dB、夜間 60~65dB (要請限度)

※1 現状値の出典は「青梅市環境報告書」(青梅市)

※2 環境基準:人の健康を保護し、および生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として定められたもの。

要請限度:自動車騒音または道路交通振動が要請限度を超えることにより、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、騒音については都公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執ることを要請することができ、振動については都公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を、道路管理者または関係行政機関の長に対し交通振動防止のための措置を執ることを要請することができます。

ア 道路と周辺環境の整備・改善

道路とその周辺の環境について、整備・改善、適正な維持管理を行うことで、大気への負荷軽減を図ります。

・具体的施策26 道路騒音・振動の防止

道路から発生する騒音・振動について、継続的な測定等により、監視を行います。

・具体的施策27 道路の整備・周辺環境の改善

道路は常に良好な状態を保つようにし、快適な道路環境づくりに努めます。

・具体的施策28 粉じん防止対策の推進

道路周辺では、排ガス中の粒子状物質(ディーゼル粉じん)や、路上堆積物(土など)の巻き上げ、アスファルトやタイヤのゴムかすなど、車の走行による粉じんが発生します。これまではトラックの走行による粉じんが重視されていましたが、近年は車重の重い電気自動車の走行による粉じんも注目されており、エコドライブによる負荷の少ない運転を推進します。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> 道路の整備・改善が必要な場所を見つけたら、市に情報提供します。 駐車時のアイドリングは必要最小限とします。 エコドライブを実施します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 道路の整備・改善が必要な地域や場所を把握し、市に情報提供します。 粉じん被害について、住民や市と協力して抑制への働きかけをします。 市と連携し、エコドライブのキャンペーンを実施します。
市	<ul style="list-style-type: none"> 道路の騒音・振動について、継続的に測定を行い、測定結果を分析し、問題があれば対策に取り組みます。 駐車時のアイドリングは必要最小限とします。 道路に整備・改善が必要な場所を確認した場合は、順次対応していきます。 トラックや電気自動車等を発生源とする粉じん被害の防止に取り組みます。 エコドライブの重要性を周知します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 駐車時のアイドリングは必要最小限とします。 常に粉じん飛散防止に注意を払い、防止対策を行います。 車両運転者へ、エコドライブなど環境教育を行い、実践します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> 駐車時のアイドリングは必要最小限とします。 エコドライブを実施します。

イ 公共交通等の利用促進、次世代自動車の導入促進および自動車の適正な利用

自動車から徒歩や自転車、公共交通への転換を図るとともに、自動車の効率的な利用を推奨します。

・具体的施策29 自動車利用の抑制、徒歩・自転車の活用促進

近隣地域への移動はマイカーの使用を控え、できるだけ徒歩や自転車に転換するよう、普及啓発を行います。また、ノーマイカーデー等の実施により、市民や事業者の意識を高める取組を継続します。

・具体的施策30 公共交通の充実・利用促進

多くの市民が利用しやすいよう、公共交通の改善・充実に推進します。また、公共交通の利用について、積極的に啓発します。

・具体的施策31 次世代自動車の導入促進

次世代自動車の導入・転換を推進することにより、走行時に排出される二酸化炭素等の削減に努めます。市が所有する公有車は、率先して次世代自動車に切り替えます。

・具体的施策32 エコドライブの推進

アイドリングストップやふんわりアクセル等のエコドライブを普及啓発することにより、粉じんの削減を推進します。

・具体的施策33 事業車両・大型車両への啓発

事業車両の適正な運用・整備、大型車両の運転者への啓発により、大気環境への負荷軽減を図ります。

【次世代自動車】

ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池車など、従来のエンジン自動車と比較し、走行時に二酸化炭素(CO₂)や窒素酸化物(NOx)、粒子状物質(PM)等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、環境性能が優れている自動車のことです。

【取組事例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> 車の使用を控え、徒歩や自転車の利用を心がけます。 ノーマイカーデーに積極的に協力します。 公共交通を積極的に利用します。 車の購入・買い替え時に次世代自動車を検討します。 エコドライブを実施します。 車のコンディションに注意を払い、良好な状態を保ちます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> マイカーの使用を控え、公共交通の利用を促す啓発活動を行います。 公共交通網の充実や公共交通の利用促進について、関係者と協力して取り組みます。 市と連携し、エコドライブのキャンペーンを実施します。
市	<ul style="list-style-type: none"> 広報などを通してノーマイカーデーなど、車の使用を抑えるように呼びかけます。 レンタサイクルシステムの充実に図ります。 市職員のマイカー通勤を抑えます。 公共交通の利用促進のため、公共交通事業者に利便性・快適性の向上を要請します。 市民の新たな移動手段として、グリーンスローモビリティやデマンド交通の導入を検討します。 公用車は率先して次世代自動車へ切り替えます。 エコドライブの重要性を周知します。 公用車の適正な運用を行います。 適正な車両の運用や整備について啓発活動を実施します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用が可能な場合は、従業員へマイカー通勤を抑えるよう呼びかけます。 公共交通の充実に向けて、市民らと共創します。 公共交通の利便性向上に努め、利用促進を図ります。 業務用車両の次世代自動車への切り替えを積極的に検討します。 車両運転者へ、エコドライブなど環境教育を行い、実践します。 業務用車両の適正な運用・整備を行います。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通を利用します。 車両の適正な運転を心がけます。

(4) ごみと資源

ごみと資源の望ましい環境像

創造に満ちあふれる循環型社会のまち



【現状と課題】

●ごみの減量

本市のごみ排出量は右表のとおり、総量と1人1日当たりの燃やすごみの量は2020（令和2）年度をピークとして、その後は減少しています。一方、総資源化率は2017（平成29）年度以降、一様に減少傾向となっています。

2020（令和2）年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、自宅での活動が増えたため一時的にごみの量が増えたと考えられます。また、2022（令和4）年度はごみの総量はここ数年で最も少なくなりましたが、1人1日当たりの燃やすごみの量は若干の減少にとどまっています。

このような状況を踏まえ、1人1日当たりの燃やすごみの量のさらなる削減や総資源化率の向上のため、市民、事業者、市の共創による4Rを推進し、不要なものを断る（リフューズ）、ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）の優先順位で、ごみの発生抑制・減量化・資源化施策をさらに推進する必要があります。

また、国全体の課題であるプラスチック資源や、食品ロスへの対応についても積極的に進めることが求められています。

●廃棄物の適正処理

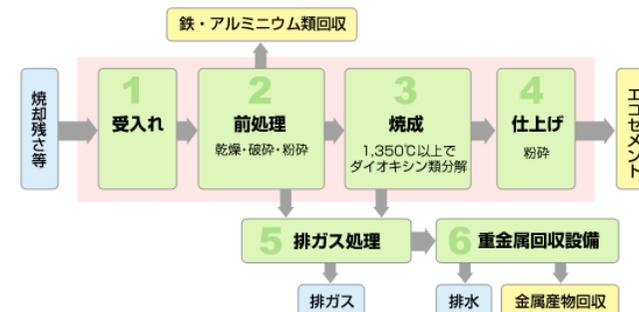
本市は、福生市、羽村市、瑞穂町とともに西多摩衛生組合環境センターを運営し、燃やすごみの広域かつ効率的な焼却を行っています。また、焼却後に発生する焼却灰は東京たま広域資源循環組合により、エコセメントとして再生利用しています。

燃やさないごみ、粗大ごみ、資源物等の処理については、市が所有する中間処理施設（青梅市リサイクルセンター）において、再使用（リユース）可能なもの、再生利用（リサイクル）可能なもの等を回収し、ごみの減量を行っています。

引き続き、ごみの排出動向等に即した分別収集体制の充実、広報・啓発活動の推進による市民のごみ分別の一層の徹底、廃棄物の安全かつ効率的な処理に向けた取組が求められています。

ごみ排出量

区分	単位	年度					
		2017	2018	2019	2020	2021	2022
ごみ量	t/年	36,746	36,458	36,952	38,156	37,092	36,216
集団回収	t/年	3,811	3,611	3,363	2,415	2,484	2,566
総量	t/年	40,557	40,069	40,315	40,571	39,576	38,782
1人1日当たりの燃やすごみの量	g/人・日	547.3	550.6	558.9	562.1	559.9	556.9
総資源化量	t/年	14,247	13,910	13,692	13,798	13,261	12,896
総資源化率	%	35.1	34.7	34.0	34.0	33.5	33.3



出典：東京たま広域資源循環組合

【ニツ塚廃棄物広域処分場】

かつては、西多摩衛生組合環境センターで焼却された可燃ごみの焼却灰や青梅市リサイクルセンターで分別・破碎された不燃ごみの一部をニツ塚廃棄物広域処分場で埋立処分していましたが、青梅市においては2015（平成27）年度以降は、全量資源化しており、広域処分場全体においても2018（平成30）年度以降は埋立処分を行っていません。

基本方針1 4Rを推進する

【 環境目標 】

指標	現状値(年度または年)	目標値(2034年度)
1人1日当たりの燃やすごみ排出量(可燃のみ、家庭+事業)	556.9g(2022年度)	512.5g ^{※1}
総資源化率	33.3%(2022年度)	40.3% ^{※2}
フードドライブの回収拠点数	2か所(2024年度)	6か所

※1 青梅市一般廃棄物処理基本計画に記載の推計値より計算

※2 青梅市一般廃棄物処理基本計画に記載の推計値

ア ごみ減量社会の構築

生産・流通・消費の各段階における廃棄物の発生・排出抑制を啓発し、ごみの減量化を図ります。また、市民、事業者、市の共創による将来的な「ごみ減量」社会の構築を目指し、廃棄物の削減を推進します。

・具体的施策1 環境負荷の少ない製品の普及

その素材や製品が、製造・使用・廃棄、さらにはリサイクルといったライフサイクルを送る過程で、どれほどの資源を消費し、どれほどの環境影響を与えたかを分析・評価するLCA(ライフサイクルアセスメント)等による、環境負荷の少ない製品の製造を啓発し、ごみの減量を進めます。

製品の購入においては、環境負荷の少ない商品選択を推進します。

・具体的施策2 ごみの減量

日常からごみの発生量を減らすように、ライフスタイル、ビジネススタイルの見直しを啓発します。

・具体的施策3 廃棄物処理・リサイクル費用の認識

燃やすごみ、燃やさないごみ、資源ごみなどの収集・処理・リサイクルの仕組みや費用を、市民、事業者等が広く認識できるよう、情報提供や啓発を行います。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・エコマーク製品やリサイクルされた製品を優先して購入します。 ・各自ができるごみの減量方法を考え、できることから実践します。 ・市内で排出されるごみの量、質、処理やリサイクルにかかる費用に関心を持ち、家庭でのごみの減量と資源化に取り組みます。 ・生ごみの堆肥化に取り組みます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市や事業者と共創し、ごみ減量について、情報発信、キャンペーンを行い、ごみ処理にかかる環境負荷低減を啓発します。 ・市民や事業者と共に、ごみ減量活動を行います。 ・ごみの減量活動への参加・協力を呼びかけます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・備品等の購入時には、環境負荷の少ない製品を選択します。 ・公共施設建設には、LCA(ライフサイクルアセスメント)を取り入れます。 ・ごみ処理に関する情報発信を行い、ごみ処理の現状を周知するとともに、ごみ減量のアイデアの募集、ごみ減量への協力依頼を行います。 ・市民団体や事業者と共創し、ごみ減量について、情報発信、キャンペーンを行い、ごみ処理にかかる環境負荷を啓発します。 ・市内で発生するごみの質、量、処理やリサイクルにかかる費用などについて、市のHPやWeb動画などで公表し、ごみの減量や資源化への協力を呼びかけます。 ・エコセメントの取組を継続します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・分別やリサイクルしやすい製品、環境負荷の少ない製品を開発します。 ・生産段階より製品の素材の選択、包材の簡素化に努めます。 ・資源回収業や再資源化産業等と連携を図り、再生原材料の利用を検討します。 ・LCA(ライフサイクルアセスメント)の導入を進めます。 ・ごみの排出削減目標を定め、削減に努めます。 ・市や市民団体と共創し、ごみ減量について、情報発信、キャンペーンを行い、ごみ処理にかかる環境負荷を啓発します。 ・市内で排出されるごみの量、質、処理やリサイクルにかかる費用に関心を持ち、事業所でのごみの減量と資源化に取り組みます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・滞在中に発生したごみは、適切に処理します。

イ 4R の推進

リフューズ(不要なものを断る)、リデュース(ごみの発生抑制)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(再生利用)の優先順位で、4Rを推進し、ごみの減量を進めます。

・具体的施策4 リフューズ・リデュースの推進

過剰包装・過剰梱包の廃止、ばら売り・量り売りの促進、マイバッグの持参など、ごみの発生抑制を啓発し、ごみ減量を推進します。

・具体的施策5 リユース・リサイクルの推進

修理・リフォーム・再商品化の技能者の支援・育成等により、リユースを推進します。また、ごみ分別の徹底の周知や、資源回収をさらに励行して、リサイクルに積極的に取り組みます。

・具体的施策6 4R 教育の推進

多くの市民が4Rについての理解を深められるように、様々な方法で学習の機会を設けます。



【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの分別を徹底します。 ・リターナブル製品を優先して購入し、返却します。 ・過剰包装を断り、バラ売り・量り売りで購入します。 ・マイバッグを持参し、レジ袋を断ります。 ・ものを大切に長く使います。 ・リユース・リサイクル商品を購入・使用します。 ・地域のリサイクル活動(集団回収、フリーマーケット)に参加します。 ・生ごみの堆肥化に取り組みます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域のリサイクル活動(集団回収、フリーマーケット)に協力します。 ・資源回収活動に参加します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・4R 運動推進のための情報を提供します。 ・ごみ分別の周知・啓発活動を行います。 ・環境負荷の少ない商品(リターナブル・リサイクル製品など)の購入・使用を推進します。 ・リサイクル推進協力店を支援します。 ・レジ袋を使用しない、マイバッグ持参運動を推進します。 ・収集したごみの資源化を推進します。 ・地域のリサイクル活動(集団回収、フリーマーケット)を支援・推奨します。 ・授業や学校活動において、児童・生徒に4R についての学習機会を設けます。 ・WEB 動画などを活用し、誰もが4R について学習する機会を増やします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境負荷の少ない商品(リターナブル製品など)を開発し、普及に努めます。 ・レジ袋購入者にマイバッグ持参への協力を呼びかけます。 ・家庭用電化製品・自転車・おもちゃ等の修理・リフォーム・再商品化に取り組みます。 ・事業活動の中で廃棄物の分別を徹底し、資源として活用します。 ・修理、リフォーム、再商品化の技能者の支援・育成に取り組みます。 ・地域のリサイクル活動(集団回収、フリーマーケット)に参加・協力します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・リターナブル製品を優先して購入し、返却します。 ・過剰包装を断ります。 ・マイバッグを持参し、レジ袋を断ります。 ・リユース・リサイクル商品を購入・使用します。

ウ プラスチックごみの削減

プラスチックは、自然分解性に乏しく、環境中に放置されても長期間残存するため、使用済みプラスチックのポイ捨てや不法投棄による環境への影響は長期間にわたります。さらに、近年はマイクロプラスチックによる生物への悪影響も懸念されています。プラスチックの適正な使用、使用済みプラスチックの適正な処理に努めます。

・具体的施策7 プラスチックの利用削減

プラスチックの使用量削減のため、プラスチックを使用しない製品、使用量の少ない製品の利用を推奨します。特に使い捨てのプラスチック製品については、使用を避けるように啓発します。

・具体的施策8 プラスチックのリユース、リサイクルの推進

プラスチック製品のリユース、リサイクルを推進します。



出典：環境省

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨てプラスチックの削減のため、できるだけ繰り返し使用できる製品を選択します。 ・使い捨てプラスチック製品を購入する場合は、必要な分だけ購入します。 ・プラスチック製品を資源と考え、積極的にプラスチック製品の分別・回収に協力します。 ・家庭から出るプラスチックごみについては、自治体の分別ルールに従い、分別・回収・リサイクルに協力します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみの問題について、啓蒙活動を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチック類の問題やリサイクルについて、情報発信を行います。 ・プラスチック類の再資源化、燃料化（サーマルリサイクル）を進め、プラスチック類の全量リサイクルを推進します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・製品開発の際は、プラスチック量の少ない製品を心がけます。 ・容器包装プラスチックは、必要最小限となるよう工夫します。 ・再生プラスチックやバイオマスプラスチックを利用した商品等の開発、販売促進に努めます。 ・経営者、従業員の一人ひとりがプラスチックごみの削減に協力します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・プラスチックごみの削減に協力します。

エ 食品ロスの削減

食品ロスは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、その食品が無駄になるだけでなく、製造や廃棄にかかる費用やエネルギーも無駄になっています。

食品ロスの削減は経済的に節約になるばかりでなく、エネルギー問題、環境問題、貧困問題など多くの社会問題への取組にもつながることから、積極的に取り組む必要があります。

・具体的施策9 食品ロスの削減

計画的な買いもの、適切な保存、賞味期限の近い食品の優先消費、余った食材の効率的な消費、フードドライブへの協力など、食品ロスの削減を呼びかけます。

【フードドライブ】

フードドライブとは、地域社会やコミュニティが協力して、余った食品を集めて必要としている人々や家庭に提供する活動で、家庭や企業、学校などから食品を寄付して頂き、それを食品バンクや福祉団体、食事提供施設などに届ける活動です。

主に保存のきく食品（缶詰、乾燥食品、パスタ、米など）が対象となります。

対象となる主な食品	食品の条件
	 <ul style="list-style-type: none"> 賞味期限が1ヶ月以上のもの 未開封のもの 包装や外装が破損していないもの 冷蔵・冷凍食品でないもの びん詰めでないもの アルコール類でないもの
注意事項	受付場所・受付日時
<ol style="list-style-type: none"> 受け取りの際に種類や賞味期限等を確認させていただきます。 お持ちいただいた食品の状態や種類によっては、お持ち帰りいただく場合がございます。 	<p>受付場所: 市役所5階 清掃リサイクル課窓口 受付日時: 月曜～金曜(祝日・年末年始を除く) 午前8時30分～午後5時まで</p> <p>受付場所: 住友金属鉱山アリーナ青梅窓口 受付日時: 午前9時～午後9時まで ※施設休館日を除く</p> <p>令和6年6月1日から新設!</p>

出典: 青梅市 HP

【取組事例】

市民	<ul style="list-style-type: none"> 食品は必要量を購入し、料理は食べきれぬ分を作ります。 余った食材も工夫して料理に使います。 外食時は食べきれぬ量を注文します。 買いすぎた食品や余った贈答品はフードドライブなどへ寄付します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 食品ロスの削減の重要性や実施方法を呼びかけます。 フードドライブの運営に協力します。
市	<ul style="list-style-type: none"> 市民、事業者へ食品ロス削減への協力を依頼します。 食品ロスの現状把握に努めます。 イベント等で食品ロスの削減について啓発します。 余剰農産物のフードドライブへの利用を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 食品は必要量を仕入れ、過剰生産を防止します。 適正な賞味期限の表示に努め、必要以上に短期間としません。 食品の配送時の汚れや破損を削減します。 小売り時には小容量販売、バラ売り、量り売りを行い、売り切るようにします。 小売店では手前取りへの協力を啓発します。 外食産業では、調理ロス削減、食べきり運動の周知活動、提供サイズの見直し、自己責任による持ち帰りへの協力を行います。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> 食品は必要量を購入し、料理は食べきれぬ分を作ります。 外食時は食べきれぬ量を注文します。

基本方針2 廃棄物を適正に処理する

ア 一般廃棄物の適正処理

燃やすごみは西多摩衛生組合環境センターで、燃やさないごみ、容器包装プラスチックごみ、資源物、粗大ごみ等は青梅市リサイクルセンター等で処理を行っています。

一般廃棄物を経済的、効率的に処理できるよう、計画的な施設整備や体制整備に努めます。また、不法な廃棄物処理を防止するための取組を推進します。

・具体的施策10 ごみ処理体制の整備

ごみの排出状況に即した収集・処理方法の検討やごみ処理施設の維持管理等に努めます。

・具体的施策11 ごみの自家焼却等の防止

ごみの自家焼却や野焼き等の抑止を継続し、ごみの適正処理の推進と同時に、大気汚染の防止に努めます。

・具体的施策12 災害廃棄物の適正処理

災害時に発生する、被災した家屋や事業所で生じる廃棄物、避難所から排出される生活ごみなど、災害に起因する廃棄物は、災害廃棄物処理計画に従い適正に処理します。

イ 産業廃棄物等の適正処理

マニフェスト制度を遵守し、環境への負荷軽減のため適正処理、減量化・再資源化に努めます。

・具体的施策13 産業廃棄物の適正処理

マニフェスト制度の遵守、産業廃棄物の適正処理・資源化に努めます。

・具体的施策14 建設発生土の適正処理

建設発生土の適正処理および減量化・再資源化に努めます。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの焼却処理について学習します。 ・剪定枝等の資源化に協力します。 ・分別を徹底し、資源になるものを増やします。 ・野焼き、自家焼却を行いません。 ・不適合焼却炉によるごみ焼却をしません。 ・災害廃棄物は排出段階での分別を徹底します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアは市と連携して災害廃棄物の片付け等に協力します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・分別収集体制の充実に努めるとともに、より経済的・効率的な収集・処理方法の検討に努めます。 ・ごみ処理施設の計画的な整備・更新等を行います。 ・ごみ等の自家焼却に関する規制を徹底します。 ・災害発生時は、災害廃棄物処理計画に従い適正に処理します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・不適合焼却炉によるごみ焼却をしません。 ・事業系廃棄物（事業系一般廃棄物および産業廃棄物）はルールに従い適切に扱います。 ・事業場から排出される災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・訪れた地でのごみ焼却の規制に協力します。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の不法投棄等の環境汚染に関心を持ちます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄の実態を把握し、対応していきます。 ・建設発生土の活用について、運用・指導を行い、事業者間でスムーズに活用できるようにします。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄禁止の徹底および建築廃材の適正処理を行います。 ・リサイクルを徹底し、マニフェスト制度を遵守します。 ・建設発生土の処理や、一時保管場所等のネットワークの形成と相互利用を進めます。 ・事業系廃棄物（事業系一般廃棄物および産業廃棄物）はルールに従い適切に扱います。

(5) エネルギー

エネルギーの望ましい環境像
持続可能で環境負荷の少ないまち



【現状と課題】

●温室効果ガスの削減

温室効果ガスの増加は、地球温暖化の主な原因とされており、地球温暖化による気候変動は、異常気象の頻発、氷河の融解、海面上昇、生態系の破壊など、地球規模での深刻な影響が懸念されています。温室効果ガスの排出を削減することは、これらの影響を緩和し、地球の気候システムの安定化を図ることにつながります。そのためには、省エネルギー対策や再生可能エネルギーの積極的利用が重要です。

●エネルギーの利用状況

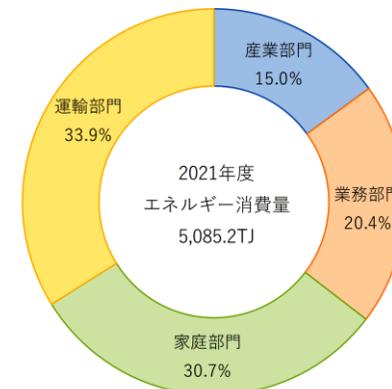
本市のエネルギーの使用割合は、運輸部門が最も大きく33.9%を占めており、次いで家庭部門が30.7%であることから、この2部門の省エネルギーの推進が必要です。

特に、本市は、自家用車への依存割合が高いため、移動にかかるエネルギー使用量の削減に向けて、鉄道やバスなど公共交通機関の利用促進が課題となっています。

●再生可能エネルギー

再生可能エネルギーの導入は、温室効果ガスの削減だけでなく、非常時のエネルギー確保等でも効果が見込まれます。

再生可能エネルギー導入に当たっては、太陽光発電の他、蓄電池等の新技術を積極的に取り入れるとともに、バイオマスや小水力など、多様な再生可能エネルギーの可能性を調査研究し、エネルギーの地産地消を推進していく必要があります。



部門別エネルギー消費割合(2021年度)
出典:「オール東京 62 市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

基本方針1 温室効果ガス排出量を低減する

【 環境目標 】

指標	現状値(年度)	目標値(年度)
市域の CO ₂ 排出量 ^{※1}	615.4 千t-CO ₂ (2013年度) (基準年度) 2013年度比、24.1%(148.6千t-CO ₂)削減 (2021年度)	2013年度比、46%(283.1千t-CO ₂)削減 プラス さらなる高み(削減量の+ α)を目指す (2030年度) 2013年度比、56.5%(347.7千t-CO ₂)削減 (2034年度)
市役所の CO ₂ 排出量 ^{※2}	9,648.7 t-CO ₂ (2013年度) (基準年度) 2013年度比、22.0%(2,117.9 t-CO ₂)削減 (2022年度)	2013年度比、50%(4,824.4 t-CO ₂)削減 (2030年度) 2013年度比、60%(5,789.2 t-CO ₂)削減 (2034年度)

※1:2030 年度目標は 2013 年度比 46%削減とし、2034 年度目標は 2050 年カーボンニュートラルを満たす場合の排出量からバックキャストにより計算しました。

※2:電気の排出係数は基礎排出係数を用い、2030 年度目標は「政府実行計画」を参考に 2013 年度比 50%削減とし、2034 年度目標は 2050 年カーボンニュートラルを満たす場合の排出量からバックキャストにより計算しました。

ア 温室効果ガスの削減

市域からの温室効果ガスの排出量は、近年減少傾向にありますが、気候変動による年平均気温の上昇や、猛暑日の増加が続いています。そのため、これまで以上に温室効果ガスの排出量削減に取り組む必要があります。

・具体的施策1 温室効果ガス削減の推進

日常生活や経済活動により発生する温室効果ガスを削減するため、省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換を推進し、また設備更新の際には省エネルギー型機器の採用を推進します。再生可能エネルギーの利用の推進のため、市が率先して導入を進めるとともに、市民、事業者の導入補助を進めます。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガスの削減に向け、省エネルギー活動の推進、省エネルギー機器や次世代自動車の導入を積極的に進めます。 ・公共交通機関を積極的に利用します。 ・自動車の買い替えの際は、次世代自動車を検討します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策や温室効果ガス削減の方法に関する情報発信、講習会の開催等に協力します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・「地球温暖化対策実行計画(区域施策編、事務事業編)」に従い、市域および事務事業による温室効果ガス排出量を算定・公表し、削減の取組を進めます。 ・省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルの普及啓発を行います。 ・市の施設には、積極的に太陽光発電設備を設置します。 ・太陽光発電設備の設置について、市民、事業者への補助を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施にともなう温室効果ガスの排出削減に努めます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・観光等には、できるだけ公共交通機関を利用します。

基本方針2 エネルギーを有効に活用する

【 環境目標 】

指標	現状値(2022年度)	目標値※(2034年度)
市民1人1ヶ月当たりの電力使用量	367kWh/人・月	278 kWh/人・月

※目標値は2022年度と2034年度の家庭部門の排出量、および人口推計から設定しました。

ア 省エネルギーの推進

地球温暖化の原因となる温室効果ガスは、化石燃料に依存する日常生活や経済産業活動から発生しています。地球温暖化の影響は、自然災害の頻発等、既に私たちの身近なところに現れはじめています。

日常生活や経済産業活動を見直し、少しでも化石燃料の使用を減らしていくため、社会全体で省エネルギー活動を実践していきます。

・具体的施策2 ライフスタイル、ビジネススタイルの見直し

ライフスタイル、ビジネススタイルの見直しや、省エネルギー行動を推進します。

・具体的施策3 省エネルギー機器・設備の導入促進

家庭や事業所における省エネルギー型の機器・設備の導入を促進します。

・具体的施策4 環境負荷の少ない製品の製造と購入

環境負荷の少ない製品の製造、生産技術の開発・改良、流通・廃棄・リサイクルシステムなど、LCA(ライフサイクルアセスメント)の導入を推進します。また、環境負荷の少ない製品の優先的購入(グリーン購入)を推奨します。

・具体的施策5 移動時におけるエネルギー消費の削減

通勤・通学や流通の効率化、電動バスなど新技術の導入を推進し、移動にかかるエネルギー使用量の削減を進めます。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフスタイルを見直し、節電・節ガス・節水に努めます。 ・住宅設備や家電製品に省エネルギー機器・設備を導入します。 ・グリーン購入を心がけます。 ・公共交通機関を積極的に利用します。 ・短距離の移動は、徒歩や自転車で移動します。 ・自動車の買い替えの際は、次世代自動車を選びます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーに効果のある、ライフスタイル・ビジネススタイルの見直しについて情報発信し、市の環境学習に協力します。 ・公共交通機関の利用向上について、市民に呼び掛けるとともに、市や公共交通事業者にアイデアを提供します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネルギーに効果のある、ライフスタイル・ビジネススタイルの見直しについて、自ら行うとともに、啓発活動のため環境学習を開催します。 ・市民の省エネルギーの取組を支援します。 ・グリーン購入を推進します。 ・公用車の導入の際は、次世代自動車を選びます。 ・環境に配慮した電力調達契約締結に努めます。 ・市民のために、「環境にやさしい」という観点で見た、具体的な商品や企業の情報を提供します。 ・交通管理者と協議し、自転車道(通行帯)の必要性を検討します。 ・市民の新たな移動手段として、グリーンスローモビリティやデマンド交通の導入を検討します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001等の環境マネジメントシステムを取得することにより、省エネルギーに取り組みます。 ・業務用自動車の買い替えの際は、次世代自動車を検討します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・観光、レジャー等における省エネルギーに取り組みます。

イ エネルギー高度利用の推進

省エネルギーの推進には、個々の省エネルギー活動に加え、私たちのくらす地域社会などの社会基盤（インフラ）や社会システムそのものを省エネルギー型へと転換していくことが必要です。

そのため、住宅など建物の省エネルギー性能の向上、電力使用量の見える化など省エネルギー技術の普及啓発、再生可能エネルギーを活用した自立分散型電源への移行など、エネルギー利用の効率化・高度化に向けた対策を推進します。

・具体的施策6 建築物の省エネルギー対策、EMS（エネルギー管理システム）導入の促進

建築物の建て替えや修繕には、高断熱化、省エネルギー機器、エネルギー管理システムの導入を推進し、エネルギー消費量の少ない建築物の増加に努めます。

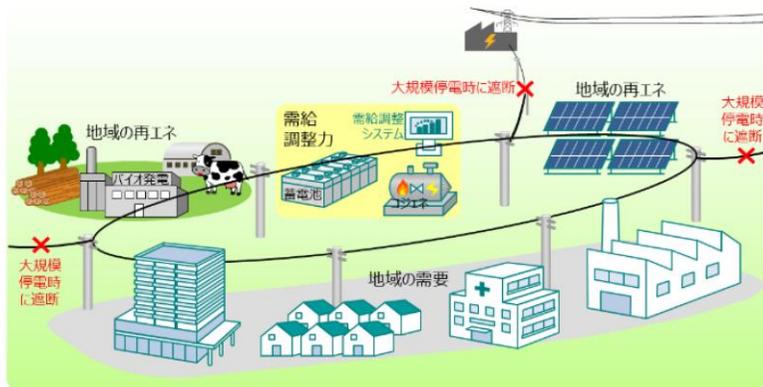
【 取組事例 】

・具体的施策7 スマートローカル青梅の実現による省エネルギーの推進

スマートローカル青梅を推進し、市役所業務の効率化による省エネルギー、各種申請のオンライン化による、市役所への移動に要するエネルギーの削減など、DXを推進し省エネルギー社会の実現に向け、各種施策を進めます。

・具体的施策8 再生可能エネルギーと地域マイクログリッドの検討

卒FIT電源や蓄電池を利用し、デマンドレスポンスに対応した地域マイクログリッドの構築を検討し、効率的なエネルギー利用や災害・停電時の速やかな復旧に適した、自立分散型電源の確保を目指します。



地域マイクログリッド

出典：経済産業省

市民	<ul style="list-style-type: none"> 住宅の新築や改築の際には、高断熱・長寿命など、省エネルギー性能が高く、環境負荷のより少ない住宅を建築、選択します。 HEMS（家庭内エネルギー管理システム）や高効率給湯器などの省エネルギー設備の導入を検討します。 太陽光発電機器等の設置など再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、自然採光や自然通風など自然エネルギーの積極的な利用を進めます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> スマートローカル青梅の実現や省エネルギー社会の推進に協力するとともに、啓発活動や環境学習を行います。
市	<ul style="list-style-type: none"> 国や都の制度を周知します。 施設設備改修時には、省エネルギー、省 CO₂ 型の設備改修に努めます。 DX を推進し、省エネルギー社会の実現を進めます。 地域マイクログリッドについて、調査、情報収集を進めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 建物の設計・整備に当たっては、省エネルギー性能が高く、環境負荷のより少ない形態や資材、工法を選択します。 事務所・工場等の新築や改築の際には、高断熱・長寿命など、省エネルギー性能が高く、環境負荷のより少ない建物を建築、選択します。 太陽光発電機器等の設置など再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、自然採光や自然通風など自然エネルギーの積極的な利用を進めます。 BEMS（ビルエネルギー管理システム）や高効率給湯器などの省エネルギー設備の導入を検討します。

基本方針3 再生可能エネルギー等の利用を促進する

【 環境目標 】

指標	現状値 ^{※1} (2022年度)	目標値 ^{※2} (2034年度)
市域の再生可能エネルギーの導入量	24,329MWh	130,501MWh

※1:現状値の出典は自治体排出量カルテ(環境省)

※2:目標値は2050年カーボンニュートラルを満たす再生可能エネルギーの導入量から計算しました。

ア 再生可能エネルギー等の利用促進

再生可能エネルギーの利用は、化石燃料の使用量削減につながり、地球温暖化の防止に貢献します。さらに、災害時に活用できる地域独自のエネルギーとしての期待も高まっています。

本市の地域資源を踏まえ、再生可能エネルギー等を積極的に導入していくことで、地球温暖化の防止と災害への備えを両立していきます。

・具体的施策9 太陽光発電システム等の普及・促進

太陽光発電、太陽熱利用は、一般家庭にも導入しやすい再生可能エネルギーであるため、普及・促進を積極的に行っていきます。

・具体的施策10 BDF(バイオディーゼル燃料)の利用促進

家庭から回収した廃食用油をBDF(バイオディーゼル燃料)化し、公用車などの燃料として活用していきます。

・具体的施策11 公共施設のZEB対応の促進

市が率先して行う取組として、今後建築する公共施設については、原則ZEB Oriented^{※3}相当以上とし、2030(令和12)年度までに新築建築物の平均でZEB Ready^{※4}相当となることを目指します。

※3:ZEB Oriented:30~40%以上の省エネルギー等を図った建築物

※4:ZEB Ready:50%以上の省エネルギーを图った建築物

・具体的施策12 その他の再生可能エネルギー等の導入検討

再生可能エネルギーには、小水力、バイオマス、地中熱など、様々なエネルギーがあります。それらについても調査研究を進め、エネルギーの効率的な活用を図ります。

また、再生可能エネルギーの効率的な利用に大きな役割を果たす蓄電池の導入を推進します。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電や太陽熱利用など、身近な再生可能エネルギーの導入を検討します。 ・廃食用油の回収に協力します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能なエネルギーの学習・実践に取り組みます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅や事業所、公共施設の屋根を活用した太陽光発電の普及に努めます。 ・小水力、木質バイオマス、地中熱等の多様な再生可能エネルギーの可能性を調査研究します。 ・廃食用油をBDF(バイオディーゼル燃料)化し、公用車などの燃料として活用します。 ・コージェネレーションシステムの普及啓発を図ります。 ・再生可能エネルギー等の効率的利用に向けて、蓄電池等の導入促進を図ります。 ・食品系バイオマス利用設備の導入や未利用熱利用方策などについて調査研究します。 ・公共施設のZEB化に努めます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能な自然エネルギーの導入を検討します。 ・コージェネレーションシステムの導入を検討します。 ・木質バイオマスを活用した技術開発に取り組みます。 ・生ごみ・家畜ふんなどを利用した技術開発に取り組みます。

(6) ひととくらし

ひととくらしの望ましい環境像

市民がつくる未来のふるさと＝循環と共生のまち



【 現状と課題 】

●まち・ふるさと

私たちは便利で快適で効率のよい生活を享受し、物質的な豊かさに重きを置いた「線形・規格大量生産型の経済社会システム」をつくってきました。その反面、身近な自然を愛でたり、日常的な近所づきあいなど、ふるさとの景観ともいべき、こころの原風景は失われつつあります。今後、心の豊かさを重視し、これまでの経済社会システムから「循環・高付加価値型の経済社会システム」へ転換していくとともに、一人ひとりが尊重し合う「こころの環境」を育てていくことによる、「持続可能な社会」「ウェルビーイング」の実現が求められています。

その実現には、身近な自然に対する思いやりの心、お年寄りや子どもたち、障がい者（児）も含めた、青梅にくらす、すべての人々に対する思いやりの心が重要です。ひとや自然に対する思いやりの心とは、日常のあいさつやポイ捨ての防止、ペットの排泄物の片付けなど、くらしのマナーのことで、誰もが当然こととして実践できる社会の実現が求められています。

また、「未来のふるさと」の実現のため、気候変動に適応しつつ、人にやさしいユニバーサルデザインを導入した、安らぎのある地域づくりを進めること、そしてこれらを将来にわたり継続するため、環境にかかわる「人財」を育成することが求められています。

●共創

近年の環境問題や社会問題は、高度化・複雑化しており、行政だけで問題解決への方針や施策などを定めることが難しくなっています。市民や事業者などの各主体が協力し、それぞれの持つ知識やノウハウを最大限活用して新しい問題への対策を作り出していくことが求められます。

そのため、政策立案、実行、チェックなど様々な場面での市民参加等の共創を広げ、互いを認め合い尊重する体制を確立していく必要があります。

●歴史と文化

青梅のまちは、かつて宿場町として栄えた歴史の面影を残すまちなみがあり、寺社仏閣などの文化遺産に加えて、祭礼や伝統文化、古くからの生活技術などが数多く残されています。市内の6割以上を占める森林と市内を流れる河川もまた、私たちのまちやくらしを大きく特徴づける景観といえます。

それらは私たちの先人達が、青梅の風土にあったくらしの知恵の結晶として、脈々と受け継いできたものです。

私たちがこれからも豊かにくらししていくために、その知恵の宝庫である歴史や文化から多くを学ぶとともに次世代に受け継いでいくことが必要です。



旧宮崎家住宅



勝沼城跡

基本方針1 ところが通い合う「ふるさと」を育む

【 環境目標 】

指標	現状値	目標値(2034年度)
環境についてのセミナー、講演会等の開催数	3回	4回

ア 人や生き物を思いやるこころの育成、マナーの向上

自然環境がすばらしく社会環境が整っていると同時に、多様性や違いを認め合うこころの環境も重要です。自然、社会、こころの3つの環境がつながり互いに補いあうことにより、人や生き物を思いやる心を育成し、くらしやすい環境を整備していきます。

また、思いやるのこころや、環境負荷の少ない地域社会を創るには、多くの人々が相互に理解し、協力し、くらしのマナーを守ることが必要です。

・具体的施策1 自然の豊かさ、尊さを知る環境学習の推進

自然の豊かさや尊さを理解し、自然の恵みをくらしに活かせるよう、環境学習を推進します。

・具体的施策2 一人ひとりが地域の中で活躍できるまちづくり

多様性を認め合い、一人ひとりが健やかにくらせるまちを目指し、様々な人が交流する機会づくりを推進します。

・具体的施策3 生活ルール・マナーの遵守

ごみ出しのルール、環境美化、喫煙マナー、ペットの飼育マナーなど、誰もが気持ちよくくらせるように、皆が守るべきルールやマナーを啓発します。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・生き物に関心を持ち、生態を知ります。 ・自然素材の恵みを活かすライフスタイルについて考えます。 ・生ごみや落ち葉の堆肥化を通して、自然の循環を体験します。 ・人に挨拶をすること、こころで接すること、信頼感をもちあうことを大事にします。人には笑顔で接し、ユーモアを大事にします。 ・観光ごみは必ず持ち帰り、不法投棄やポイ捨てをしません。 ・市の環境美化活動に協力します。 ・喫煙者は、非喫煙者への思いやりを持ち、喫煙場所を守り、路上や公園などにタバコのポイ捨てをしません。 ・ペットの排泄物は責任を持って飼い主が片付けます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習に協力します。 ・自然素材の恵みを活かすライフスタイルを提案します。 ・喫煙者や非喫煙者に与える健康への影響を広く知らせます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習の機会を作ります。 ・幅広い市民の交流の機会を作ります。 ・道路の植え込みや公園等への不法投棄に適切に対処します。 ・定期的なパトロールを実施します。 ・観光ごみの持ち帰り運動を推進します。 ・ごみ排出ルールの徹底に取り組みます。 ・ペットの飼い主のマナー向上について啓発します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・人や生き物を大切にしながら事業を行います。 ・自然を活かすライフスタイルを提案します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・自然をおびやかさないようにします。 ・ごみのポイ捨てをしません。 ・喫煙マナーを守ります。 ・大声で騒ぐなどの、迷惑行為は行いません。 ・サステナブル・ツーリズム、レスポンシブル・ツーリズムを心掛けます。

イ やすらぎのある地域づくり

気候変動に適応したまちづくりを進めるとともに、高齢者や子ども、障がい者（児）、青梅市にくらすすべての人が、地域の中で役割や生きがいを持ち、支え合い、助け合うことで、安心してらせる、やすらぎのある地域づくりを推進します。

・具体的施策4 気候変動に適応したまちづくりの推進

青梅市地球温暖化対策実行計画に示した、気候変動適応策を推進し、涼み処の設置や周知、熱中症の注意喚起など、くらしに関する適応策を推進します。

・具体的施策5 公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

公共施設等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進め、すべての人が安心して生活できる環境整備に努めます。

・具体的施策6 安心して歩ける道路環境の整備

歩道の整備や補修、歩行者等の安全を確保した道路工事の実施、大型車の交通マナーの向上等に取り組み、安全に歩ける道路環境を整備します。

ウ 環境にかかわる「人財」の育成

環境に対する取組を進めるには、環境に詳しい「人財」が必要です。環境に詳しい「人財」の育成を推進し、多くの場面で活躍することで、豊かな環境を未来に引き継いでいきます。

・具体的施策7 研修会の開催

環境についての知識や取組の手法を周知するため、研修会を開催します。研修会資料は、参加者が復習しやすいように、また非参加者が自己学習できるように、市のHP等で公表します。

・具体的施策8 情報交換の場

環境問題は常に新しい発見や、これまでとは異なる視点による指摘などが行われているため、情報のアップデートが必要です。環境にかかわる「人財」同士が情報交換を行うことで、最新の情報を共有できるように情報交換の場を設けます。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症警戒情報が出された場合は、周囲の人と情報を共有し、外出する場合は水分や塩分を用意するなど、十分に注意します。 ・バリアフリー化して欲しい場所を提案します。 ・自転車は交通ルールを守り、歩道の通行が許可されている場合でも、歩行者を優先します。 ・歩道に車両を止めません。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインのまちづくりについて、検討・提案します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症警戒情報が出された場合は、市民に情報を周知します。 ・涼み処の設置を推進し、設置状況を周知します。 ・水害や土砂災害のハザードマップ、災害発生時の避難経路、行動指針を周知します。 ・公共施設やまちづくりで、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組みます。 ・だれもが安心して歩ける道路を整備します。 ・自転車・自動車の運転マナー向上に向けた啓発を行います。 ・道路や建物の工事の際は歩行者の安全確保を指導します。 ・電線類の地中化に取り組みます。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・熱中症警戒情報が出された場合は、職員に情報を周知します。 ・涼み処の設置に協力します。 ・安心して暮らせる地域づくりに協力します。 ・店舗・事業所などのバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化に取り組みます。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車・自転車の運転マナーを守ります。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の研修会に参加し、環境にかかわる「人財」を目指します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の研修会を市との共創、もしくは単独で開催し、「人財」育成に貢献します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の研修会を市民団体との共創、もしくは単独で開催し、「人財」育成の場を提供します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・環境の研修会に職員を参加させ、環境にかかわる「人財」を確保します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・訪れて感じたことを地域に伝えます。

基本方針2 環境のためのネットワークを共に創る

【 環境目標 】

指標	現状値	目標値(2034年度)
NPOや企業などとの協力関係の数	30団体	30団体
環境に関する市民座談会等の開催数	1回	2回

ア 多様なつながりの充実

多種多様な地域の環境問題を解決していくためには、市民、市民団体、事業者、市がつながりを築き、協力・共創していくことが必要になります。

・具体的施策9 市政への市民意見の反映

市民の意見が、市政により一層反映されるように取り組みます。

・具体的施策10 環境情報の発信・共有化

環境についての情報を市民、市民団体、事業者、市の間で相互に発信、共有できる仕組みづくりを進めます。

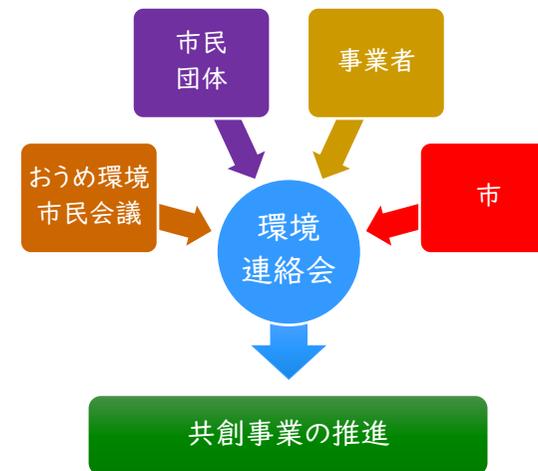
・具体的施策11 環境連絡会を中心とした共創の推進

おうめ環境市民会議、市民団体、事業者と行政による「環境連絡会」により、共創を推進します。

市は環境問題に関するテーマを提示し、環境連絡会で共創事業を検討・設定します。設定した事業は、おうめ環境市民会議、市民団体、事業者、市の担当者が集まり、互いにアイデアを出しながら推進します。

【 取組事例 】

市民	・まちの環境情報について関心を持ちます。
市民団体	・市との意見交換を密に行います。 ・市と情報を共同作成したり、共有したりします。
市	・全庁的な環境政策の推進を図ります。 ・政策立案段階からの市民参加の仕組みをつくります。 ・ホームページを充実させ、市民と市の双方向の意見交換の仕組みをつくります。 ・窓口やインターネットで環境情報を閲覧できるようにします。 ・市民団体やNPO、企業等との交流を継続します。
事業者	・環境報告書を作成するなど、環境についての情報公開を進めます。
滞在者	・市民、事業者、市などと意見交換します。



イ 地域に根ざした環境への取組

豊かな環境づくりネットワークをつないでいくために、自治会・学校等で地域の自然や文化・歴史にもとづいた取組を推進します。

・具体的施策12 こどもの視点の尊重

環境施策に、未来を担うこどもの視点や考えを取り入れます。

・具体的施策13 NPO等への支援

NPOなどの市民活動団体を支援します。

・具体的施策14 市民参加によるまちづくりの推進

市民、市民グループなどが共創してまちづくりをするための場を設けます。

【 取組事例 】

市民	・NPOなどへの参加や支援を行います。 ・積極的にまちづくりに参加します。
市民団体	・積極的にまちづくりに参加します。
市	・NPOなどの支援を行います。 ・市民によるまちづくりを支援します。
事業者	・地域や市民等と積極的に交流します。
滞在者	・地域や市民、事業者等と積極的に交流します。

基本方針3 自然を育む文化・歴史を伝え創造する

ア 芸術・文化の創造と生活技術の伝承

より良い環境を実現していくためには、芸術・文化を創造し、暮らしの中に取り入れていく必要があります。そして、地域の文化や生活技術、自然や生き物に配慮した昔の暮らしを学び、後世に伝えていきます。

・具体的施策15 芸術文化を楽しむ場の充実

地域で育まれてきた芸術や文化を楽しめる場の充実を図ります。

・具体的施策16 地域文化・生活の知恵の伝承

地域に根ざした文化や生活の知恵の記録、伝承に努めます。

・具体的施策17 地域の歴史の学習と伝承

地域の昔の暮らしについて学び、後の世代に伝えるための取組を推進します。

イ 歴史的景観の保全・活用による本市固有の歴史・文化の継承

優れた歴史的資産や先人たちの暮らしとともに育まれてきたまちの風景を保全・活用し、本市固有の歴史・文化を将来に引き継いでいきます。

・具体的施策18 地域独自の骨格的・構造的な要素を生かす景観形成

景観と暮らしを特徴づけている骨格的・構造的な要素に着目し、景観形成を図ります。

・具体的施策19 協働による都市景観の形成

市民、事業者、行政が景観形成に対する共通の認識を持ちながら、それぞれの立場に応じた役割を担い、協調した取組を進めます。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術を楽しむゆとりのある暮らしをつくります。 ・地域の文化や生活技術を大切にします。 ・地域の伝統行事に参加します。 ・生活の知恵を、未来を担う子どもたちへ伝えます。 ・地域の昔話を聞いたり、旧跡等を巡ったりして歴史を学びます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の伝統行事を開催します。 ・地域の歴史の講座を開催します。 ・地域の歴史マップ、散歩マップ、お祭りマップなどをつくります。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・文化や生活技術などを記録し、伝承します。 ・昔話や民話・物語を、後の世代に伝えます。 ・市外の人へ郷土の文化を広く伝えます。 ・芸術・文化活動に対して積極的に支援します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・芸術・文化活動の場を提供します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や市民、事業者と積極的に交流します。

【 取組事例 】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の住むまちを愛し、美しい景観の保全に協力します。 ・自分たちの住むまちのあるべき姿を、自分たちで考え、まちづくりに参加します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと景観について検討します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・「青梅市の美しい風景を育む条例」にもとづき、自然と調和したまちなみの保全に引き続き取り組みます。 ・まちなみ保全に取り組む市民団体を支援します。 ・点在する歴史資源や風情あるまちなみ、伝統行事などを、地域に根ざした固有の歴史・文化として大切に継承します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなみを貴重な観光資源として保全する努力をします。 ・「青梅市の美しい風景を育む条例」に配慮し、優れた景観づくりに協力します。
滞在者	<ul style="list-style-type: none"> ・美しい景観の保全に協力します。

第5章 計画推進のしくみ

1. 計画の推進・進行管理組織

計画を実効性のあるものとしていくため、計画の進行管理は、PDCAサイクルを用いて、[PLAN・計画]→[DO・実行]→[CHECK・点検]→[ACTION・改善]という流れで行います。このPDCAサイクルは、1年を基本単位として実施しますが、進捗状況や社会状況の変化に対応するため、必要に応じて計画本体の見直しを行います。

環境審議会

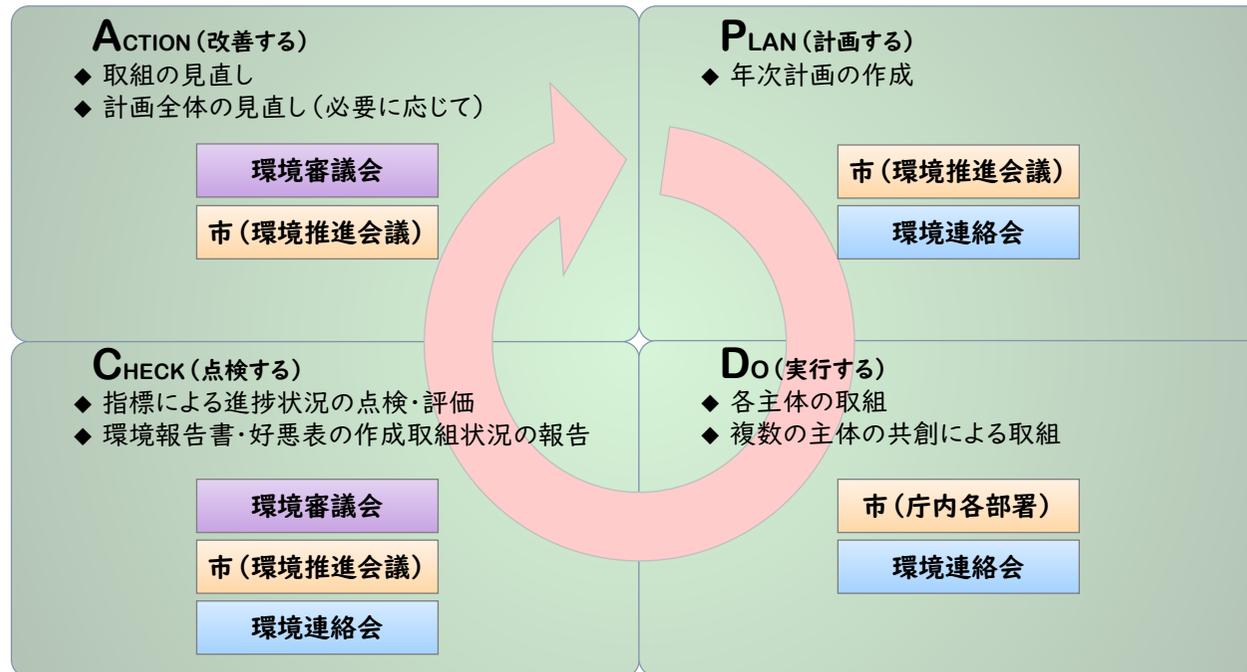
市長からの諮問に対し調査審議の後、答申する。
市の環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進する上で必要な事項を調査審議する。

環境推進会議

庁内各部署からなる組織で、市の環境の保全等に関する施策について検討し、推進する。本計画の進行管理、全体の環境マネジメントを行う。

環境連絡会

おうめ環境市民会議、市民団体、事業者と市の運営組織として、基本計画および取組内容の実施主体相互の共通理解と連絡調整を図る。
共創事業を調整・推進する。



2. 環境指標および目標

本計画の点検・評価(CHECK)は「指標の目標に対する進捗状況」により行います。指標は基本方針ごとに複数設定しており、目標達成に向け各主体がそれぞれにまたは協働して取り組みます。

また、各指標の値と目標値から計画の進捗状況を評価します。取組を進めても環境目標が達成に向かっていない場合は、取組を見直します。

指標および目標一覧

テーマ	基本方針	指標	現状値（または基準値）	目標(2034年度)	
みどり	みどり豊かな森林を守り、育て、活かす	森林面積	6,462ha(2022年)	6,462ha維持	
		市全域のみどり率	79.6%(2023年)	79.6%維持	
	恵み豊かな農地を活かす	身近な自然を守り、育てる	市街化区域のみどり率	29.7%(2023年)	29.7%維持
		経営耕地面積	101ha(2022年)	101ha 維持	
	生物多様性を保全する	農地バンク等の利用状況	21件(2023年)	21件 以上	
「生物多様性」という言葉とその意味を理解している市民の割合		約30%(2015年)	50%以上		
	市内の保全地域の面積(OECM(保護地域以外で生物多様性保全に資する地域)を含む)	3,908.4ha(37.8%)(2024年度)	3,908.4ha以上		
水	豊かな水源を保全する	市内の水道水の年間使用量	200m ³ /戸(2022年度)	190m ³ /戸 以下	
		きれいな水・豊かな水量を守る	河川の水質測定値(pH、DO、BOD、SS、大腸菌数)	pH:7.0~8.0(2022年度)	6.5~8.5
	多摩川:御岳橋、多摩川橋		DO:10.1~10.8 mg/L(2022年度)	7.5 mg/L以上	
	成木川:北小曾木川合流後、黒沢川合流前		BOD:0.7~1.1 mg/L(2022年度)	1.0 mg/L以下(御岳橋) 2.0 mg/L以下(その他)	
	黒沢川:峯向橋		SS:1 mg/L(2022年度)	25 mg/L以下	
	霞川:城前橋		大腸菌数:5~98 CFU/100mL(2022年度)	20 CFU/100mL以下(御岳橋) 300 CFU/100mL以下(その他)	
	市内汚水処理人口水洗化率(浄化槽含む水洗化人口/市内全人口)	98.8%(2023年度)	99.5%		
地域に根付いた水辺空間を再生する	水生生物調査での確認種数(計画期間の平均値)(付着藻類)	(2013~2022年度の平均) 市民球技場:30.2種 和田橋 :30.9種 楓橋 :32.5種	市民球技場:30種以上 和田橋 :31種以上 楓橋 :33種以上		
	水生生物調査での確認種数(計画期間の平均値)(底生動物)	(2013~2022年度の平均) 市民球技場:35.8種	市民球技場:36種以上		

テーマ	基本方針	指標	現状値（年度または年）	目標(2034年度)
大気	生活や事業活動に伴う負荷を低減する	二酸化窒素 (NO ₂) (市役所屋上) 日平均値の98%値 (ppm)	0.012 ppm (2022年度)	0.06 ppm 以下
		浮遊粒子状物質 (SPM) (市役所屋上) 日平均値の2%除外値 (mg/m ³)	0.026 mg/m ³ (2022年度)	0.10mg/m ³ 以下
		光化学オキシダント (Ox) (市役所屋上) 1時間値が0.06ppmを超えた日数 (日)	76日 (2022年度)	76日以下
		二酸化硫黄 (SO ₂) (市役所屋上) 日平均値の2%除外値 (ppm)	0.001ppm (2022年度)	0.04 ppm 以下
		一酸化炭素 (CO) (市役所屋上) 日平均値の2%除外値 (ppm)	0.4 ppm (2022年度)	10ppm 以下
		微小粒子状物質 (PM2.5) (市役所屋上) 日平均値の年平均値 (μg/m ³)	9.9 μg/m ³ (2022年度)	15 μg/m ³ 以下
		大気中ダイオキシン類濃度 (市内4ヶ所) (夏季・冬季の年2回調査) (pg-TEQ/m ³)	0.0075~0.0120 pg-TEQ/m ³ (2022年度)	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
	自動車による負荷を低減する	二酸化窒素 (NO ₂) (主要交差点) 日平均値の98%値 (ppm)	0.006~0.020ppm (2022年度)	0.06 ppm 以下
		主要道路における騒音の測定値 (昼間、夜間)	昼間 57~69 dB 夜間 56~65 dB (2022年度)	昼間 70dB 以下 夜間 65dB 以下
		主要道路における振動の測定値 (昼間、夜間)	昼間 23~44 dB 夜間 18~43 dB (2022年度)	昼間 65dB 以下 夜間 60dB 以下
ごみと資源	4Rを推進する	1人1日当たりの燃やすごみ排出量 (可燃のみ、家庭+事業)	556.9g (2022年度)	512.5g
		総資源化率	33.3% (2022年度)	40.3%
		フードドライブの回収拠点数	2か所 (2024年度)	6か所
	廃棄物を適正に処理する	—	—	—

テーマ	基本方針	指標	現状値（年度または年）	目標(2034年度)
エネルギー	温室効果ガス排出量を低減する	市域のCO ₂ 排出量	615.4 千t-CO ₂ (2013年度) (基準年度) 2013年度比、 24.1%(148.6千t-CO ₂)削減 (2021年度)	2013年度比、 46%(283.1千t-CO ₂)削減 プラス さらなる高み(削減量の+ α)を目指す(2030年度) 2013年度比、 56.5%(347.7千t-CO ₂)削減 (2034年度)
		市役所のCO ₂ 排出量	9,648.7 t-CO ₂ (2013年度) (基準年度) 2013年度比、 22.0%(2,117.9 t-CO ₂)削減 (2022年度)	2013年度比、 50%(4,824.4 t-CO ₂)削減 (2030年度) 2013年度比、 60%(5,789.2 t-CO ₂)削減 (2034年度)
	エネルギーを有効に活用する	市民1人1ヶ月当たりの電力使用量	367 kWh/人・月(2022年度)	278 kWh/人・月
	再生可能エネルギー等の利用を促進する	市域の再生可能エネルギーの導入量	24,329 MWh(2022年度)	130,501 MWh
ひととくらし	こころが通い合う「ふるさと」を育む	環境についてのセミナー、講演会等の開催数	3回	4回
	環境のためのネットワークを共に創る	NPOや企業などとの協力関係の数	30団体	30団体
		環境に関する市民座談会等の開催数	1回(2023年度)	2回
自然を育む文化・歴史を伝え創造する	—	—	—	